

「元気発進！子どもプラン」次期計画(素案)に対するパブリックコメントの実施結果

1 意見募集期間

平成26年9月8日(月)～平成26年10月7日(火)

2 意見提出状況

(1) 提出者 212人・団体

(2) 提出意見数 752件

(3) 提出方法
 ア. FAX 152人・団体
 ウ. 郵便 27人・団体
 イ. 電子メール 31人・団体
 エ. 持参 2人・団体

(4) 意見の内訳

区分	件数
計画全般に関わるもの	27件
総論	97件
各論	624件
施策1 母子保健	(8件)
施策2 母子医療	(3件)
施策3 子育ての悩みや不安への対応	(26件)
施策4 家庭の教育力の向上	(10件)
施策5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	(23件)
施策6 安全・安心なまちづくり	(9件)
施策7 幼児期の学校教育や保育の提供	(322件)
施策8 放課後児童クラブ	(2件)
施策9 青少年の健全育成	(2件)
施策12 ひとり親家庭等への支援	(1件)
施策13 児童虐待への支援	(1件)
施策14 障害のある子どもへの支援	(11件)
子ども・子育て支援事業計画	(206件)
その他	4件
計	752件

(5) 計画への反映状況

区分	件数	割合
① 計画に掲載済み	484件	64.4%
② 計画の追加・修正あり	67件	8.9%
③ 計画の追加・修正なし	75件	10.0%
④ その他	126件	16.8%
計	752件	100.0%

「元気発進！子どもプラン」次期計画（素案）に対する意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
≪計画全般に関わるもの≫（27件）				
1	<p>能力や資格を持っていながら、在宅して過ごす高齢、高齢ではない方でも未就労者の力を活かし、皆が社会貢献できる抜本的な改革を求める。地域社会との関わり、高齢退職者の再雇用等、子供～高齢者までが活性化する善循環を検討して欲しい。</p> <p>私たち市民もちゃんと考えて見ている。目に覚えて自分たちの生活が変わるような改革には、納税額が上がっても仕方がないという覚悟である。暮らしたい市とは、子供～高齢者までの福祉部分を充実させ、安心して子供を産み、仕事をして、終末を迎えられる市のことだと思う。</p>	<p>本市は、超高齢・少子化など時代の求める課題に対応し、新しいまちづくりを進めるため、基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランを策定（平成25年12月改定）し、その取り組みを着実に進めています。基本計画の中では、「人づくり～多様な人材が輝くまちをつくる」を基本方針の一つに定め、子どもから高齢者まで、あらゆる世代の人が能力を発揮できる環境を整えることとしています。ご意見の高齢者の活躍については、健康づくりや文化・スポーツ活動、地域活動など社会参加ができるような環境づくりを進めるとともに、働く意欲のある方には高齢者就業支援センターを通じて雇用機会の拡大を図っています。</p> <p>また、子どもに関わる取り組みとしては、次期子どもプランの中で、母子保健や、幼児期の学校教育や保育の提供、放課後児童クラブ、青少年の健全育成、ひとり親家庭への支援、障害のある子どもへの支援など幅広い分野にわたる施策を総合的に進めたいと考えています。</p> <p>今後も、「元気発進！北九州」プランや次期子どもプランを着実に進めていくことで、市民の皆様がまちに自信と誇りを持ち、住んでいる市民はもちろん訪れた人も、「住んでみたい、住み続けたい」と思えるまちの実現に向けて努力していきたくと考えています。</p>	4	④
2	<p>「元気発進！子どもプラン」の次期計画について、内容を把握するまで時間がかかると思う。また、理解するのに時間がかかると思う。計画のみ先走りすることはないか。</p>	<p>次期子どもプランの広報については、策定後、冊子の販売、概要を紹介したリーフレットの配布、市ホームページへの掲載などを行ないます。</p> <p>また、ご意見のように、市民や団体の方からプランの内容についてのお問い合わせがあれば、個別に対応させていただくとともに、職員が直接出向き説明する出前講演も実施します。</p> <p>市民の皆様がプランの内容を知っていただき、社会全体で子育てを支えていく取り組みにご理解・ご協力を賜るよう努めてまいります。</p>	2	①
3	<p>「概要版 別表（4つの政策分野、子ども・子育て支援事業計画）」について</p> <p>0歳から就学までの子どもの育ちは学校教育と全く違ったカテゴリーの中に有り、育ってゆくプロセスも人生の中で一番早い速度で発達する。その発達の時期は、脳を含めて身体的に傷つきやすい時期である。学校教育を早期に取り入れるのは危険だと思う。</p>	<p>子ども・子育て支援事業計画等において、就学前の子どもの育ちを支える主な施設・事業としては、幼稚園（3～5歳児）、保育所や認定こども園（0～5歳）等があります。これらの施設は「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、それぞれの施設の目的や機能に応じて幼児教育や保育を行っています。これらの取り組みにより、子どもの育ちをしっかりと支えています。</p>	2	④

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
4	<p>保育園、幼稚園の双方に勤務経験があり、双方の実情を知っているが、国や地方自治体による認定こども園の普及数はまだ少なく浸透していないように思う。確かに、少子化の弊害による保育所の待機児童問題、幼稚園の空き教室等を見れば、両者の統合によるメリットはありそうであるが、幼保は元々管轄も目指すものも、生活そのものも全く別物である。園には園の数だけ教育理念があり、事情は全て異なり、その園の特色となるところである。そういう現場の実情に考慮が欠け、ただ短絡的に統合し、救済策とした現制度には問題は多く困惑しているのが現状である。子ども・保護者・保育士三者のより良い制度であるべく、認定こども園の当事者からの意見、問題点等を広く求め、熟考され、より良い制度となり推進されることを願う。</p>	<p>認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせもち、保護者の働いている状況に関わりなく、3～5歳のお子さんが、教育・保育を一緒に受けることができる施設です。</p> <p>また、新制度においては、認定こども園の所管は内閣府とされており、これまで幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省となっていたものが一本化されています。</p> <p>一方で、ご指摘のとおり、幼稚園、保育所の各施設ごとに教育・保育の理念や基本方針があり、それぞれが特色ある教育・保育を行っています。</p> <p>今後とも、認定こども園への移行等に際しては、まずは当事者である事業者等の意向を十分踏まえた上で対応することとしています。</p>	2	④
5	<p>施策について行政の説明は分かりにくく理解しにくい。具体的でなく、文言のとおり方一つで右にも左にも向くことができ、混乱する。誰もが分かるように丁寧に分かりやすく伝えて欲しい。</p>	<p>次期子どもプランでは、子育て支援の施策を14のグループに分け整理しています。施策の立案に当たっては、子どもや家庭の現状や課題を把握し、その課題に対処するための方向性を定め、具体的な子育て支援の取り組み、事業を定めています。その事業数は、素案の段階で292事業を掲載しています。</p> <p>施策や事業の説明ですが、その概要を端的にまとめ、できるだけ平易でわかりやすい文章となるよう心がけました。また、一部は箇条書きとし、数値はグラフや図表で示すなど工夫もしました。しかし、紙面に限りがあるため、詳細の記載ができないこともあります。ご不明な点があれば、個別に対応させていただくとともに、市政だよりや市ホームページへの掲載、出前講演の実施などを通じて周知に努めていきます。</p>	3	④

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
6	<p>少子化が進んでいるのに、この計画の意味はあるのか。</p>	<p>少子化が進む中、子育てへの不安・孤立感をもつ保護者の増加や待機児童問題の発生など、子どもや子育てをめぐる環境は厳しさを増しています。これら課題に対処し、子育てしやすい社会となるためには、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい取り組みを構築することが求められています。</p> <p>そのような中、国では子ども・子育て支援法の制定や、次世代育成支援対策推進法の改正などにより、地方自治体に対し、質の高い幼児期の学校教育・保育や地域における子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援事業計画」、母性並びに乳幼児の健康の確保・増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、職業生活と家庭生活の両立の推進等のための「次世代育成行動計画」の策定及び計画的な実施を求めています。</p> <p>本市では、これまで「元気発進！子どもプラン」などに基づき、保健・医療・福祉・教育をはじめ、雇用、住宅、生活環境等の幅広い施策を展開し、総合的なまちづくりを進めてきました。しかしながら、少子化が急速に進む時代に対応し、新たな一歩を踏み出すためには、子どもが健やかに生まれ、子どもを生み育てることの喜びを実感できるまちの実現に向けた取り組みを一層充実・強化する必要があることから、次期子どもプランを策定するものです。</p> <p>少子化が進む時代であるからこそ、この計画を着実に実施していく必要があると考えています。</p>	2	①
7	<p>子どもの育ちを支える施策が見えないので、現場の声をしっかり聞いて、今問題となっている学級崩壊やいじめ、ひきこもり、学力低下などがなくなるような子どもの育ちを支える施策を考えてほしい。</p>	<p>次期子どもプランを策定するに当たっては、子育て支援当事者（幼稚園、保育所、放課後児童クラブ、児童養護施設など）や子育て当事者（市民公募）、事業主・労働者の代表、有識者などで構成する「北九州市子ども・子育て会議」で多くの議論を重ねるとともに、タウンミーティングやパブリックコメントの実施、関係団体との協議、市議会での議論など、市民や関係者などの意見を把握するよう努めました。</p> <p>ご意見のいじめやひきこもり等の問題については、いじめの状況把握や関係機関と連携し問題の解決を図る「いじめ対策の充実」や、ひきこもりなど社会生活を営む上で困難を抱える若者の自立を支援する「子ども・若者応援センターYELLの運営」、不登校や引きこもり等の通室し助言や支援活動を行う「少年支援室の運営」などに取り組みます。</p> <p>また、「次世代育成行動計画」の子どもの教育に係る行動計画である「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」に基づき、必要な支援を行っていきます。</p>	3	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
8	<p>基本理念にある“子どもの育成は、子どもを持つ家庭のみならず、すべての市民にとって、重要な意味を持つ”ことや、“「子どもの成長」と「子育て」について、すべての市民が自分の問題として捉える”こと、“市民一人ひとりが家庭を持つことや子どもを生み育てることの喜びを実感できる”が、保育の利用時間が延び、子どもと過ごす時間が短くなってしまふ保護者の方に望むことが可能なのだろうか。</p>	<p>子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にありますが、子育ては次代の担い手を育成するという観点から、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支えていく必要があります。地域社会の構成員である、「家庭」「地域」「学校」「企業」「行政」は、子どもの健全育成や子育ての重要性の理解を深め、自らの役割を認識し、相互に連携・協力しながら、保護者に寄り添い支援することが重要です。</p> <p>子どもと過ごす時間が十分にとれない保護者の方についても、家庭が子どもの健全な成長を支える最も重要な生活の場であり、親や家族の愛情の下で基本的な生活習慣を身につけるとともに、人に対する信頼感や倫理観、自立心などを育むと場であるという家庭の役割を認識して、子育てに取り組んで行くことが必要と考えます。</p> <p>そのため、計画の視点に「親としての成長を支える視点」と取り上げ、「施策(1) 母子保健」や「施策(3) 子育ての悩みや不安への対応」「施策(4) 家庭の教育力の向上」など、さまざまな施策の中で、親育ちへの取り組みを図ることとしています。</p>	2	①
9	<p>親の意識が、大人の安らぐ時間を一番に考えているようなところがあり、子どもの安らぎは、二の次となっている点が気になる。日本社会全体がこのような風潮になっている今、大人への意識改革をしていくべき。どの世帯へも情報が届くように、情報を聞き入れようとしない人達への発信の見直しなど、細やかな配慮を面倒と思わず、子どもたちは人類の宝であるということを、もう一度真剣にむきあった上で、いろいろなプランを考えて欲しい。</p>	<p>保護者が子育てに悩みや負担を感じ、それが産後うつや虐待につながるなどの現状があることから、次期子どもプランでは、ご意見のような保護者がリフレッシュできる一時保育などに取り組みます。それだけではなく、乳児全戸訪問事業など子育て家庭の見守りや相談・情報提供を行い、子どもの育ちをしっかりと支えていくこととしています。</p> <p>もともと子育ては、親・保護者にとって、日々成長する子どもを見ながら、喜びや生きがいを感じ、親として成長する尊い営みです。子どもは、親との触れ合いを通して愛情を学び、人間関係の基礎を培い、成長していきます。単に安らぎという面だけでなく、これらの営みを支えるために、保護者が育児の知識や技術を学び、地域も子どもの成長を支える意識を啓発する「家庭の教育力の向上」に向けた取り組みを進めていきます。</p> <p>また、男女がともに子育てができるように、働き方の見直しや社会全体の意識を高める「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」にも取り組んでいきます。情報発信についても、子育て情報をまとめた広報誌の配布に加え、市ホームページなどで地図情報も一緒に検索できるなど、必要なときに必要な情報が得られるよう工夫していきます。</p> <p>これらの取り組みを総合的に進め、子どもの育ちや子育てを支えていきます。</p>	2	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
10	<p>今、子どもたちに必要なことはなにか。子どもは国の宝、その宝が壊れかけている。子どもを取り巻く環境は劣悪である。何人の子どもが犠牲になるのであろうか。何人の子どもが自らをモンスターにしなければならないのだろうか。子どもは鏡である。社会を映し出している。そんな社会を作った私たち大人は責任を持って、見直さなければいけないと思う。子どもたちが幸せになる為に、必要なことを考えて欲しい。</p>	<p>子どもたちが幸せになるためには、子どもが生まれ、健やかに成長することができる環境づくりに取り組むことが、極めて重要だと考えています。</p> <p>子どもや家庭をめぐる環境が厳しさを増す中、子どもの健やかな育ちを支えるためには、子育てを地域社会全体で支え合うことはもとより、「子どもが主体の視点」「全ての子どもと家庭を支える視点」「子どもの成長と次代の親づくりの視点」「親としての成長を支える視点」「地域社会全体で支援する視点」という視点に立ち、子どもや家庭に対し、さまざまな施策に取り組む必要があります。</p> <p>次期子どもプランでは、これらの理念や視点に立ち、「母子保健」や「青少年の健全育成」など14の施策に取り組むこととしています。ご意見の主旨を踏まえれば、その中でも、親が子育ての知識や技術を学び、子どもの基本的な生活習慣の定着を図るための「家庭の教育力の向上」や、働き方の見直しや男女がともに子育てに参画できる社会となるような「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」などの取り組みは大切です。</p> <p>これらの幅広い分野の施策を総合的に取り組み、地域社会全体が子育て力を高め、子どもたちが幸せになるために努力していきたいと考えています。</p>	2	①
11	<p>平成29年度以降子どもが減ると言われている。まだ様々なことが曖昧な中で本当に新制度をスタートさせてもよいのか。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度は、国や地域を挙げて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく取り組みで、平成27年4月からスタートすることが予定されています。新制度では、「子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を用意し、教育・保育や子育て支援の選択肢を増やすなど、支援の量の拡充を図ること」「幼稚園や保育所等の職員配置の改善や職員の処遇改善などに取り組む、支援の質の向上を図ること」「放課後児童クラブや利用者支援、地域子育て支援拠点など、地域の子育て支援も充実すること」などに取り組むこととしています。</p> <p>これらの取り組みを進めることで、全ての子どもたちが笑顔で成長し、全ての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられる社会となることを目指しています。</p>	2	④
12	<p>「北九州市子ども・子育て支援に関するアンケート」の回収率は。</p>	<p>次期プランを策定するにあたり、平成25年10月に、北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査を実施しました。このアンケート調査は、市内在住の子どもの保護者および18歳以上40歳未満の男女合計17,000人を対象として実施し、有効回収数は6,850人、有効回収率は40.3%でした。</p>	2	④

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
13	良いことしか新プランではあげていないので、デメリットの部分も何かあげてほしい。	次期子どもプランは、「子どもの成長と子育てを地域社会で支え合うまちづくり」を基本理念に掲げ、「母子保健」や「子育ての悩みや不安への対応」「幼児期の学校教育や保育の提供」「青少年の健全育成」など、14の施策に取り組むこととしています。施策の立案に当たっては、子どもや家庭の現状や課題を把握し、その課題に対処するための方向性を示し、具体的な取り組み・事業を定めています。そして、ご意見のメリット、デメリットという個別・部分的な捉え方ではなく、14の施策やその取り組みが、相互に連携し補完し合うことで、子どもの育ちや子育て家庭をしっかりと支えていくことができると考えています。	3	③
14	「子育て日本一を実感できるまち」の実現は、沢山の課題もあり難しいことかもしれないが、本当にそうならばとても素晴らしいことだと思う。プランに記されているように、保育所、幼稚園、小学校、地域、行政といった地域全体で力を合わせて見守ることが大切なのだとあらためて思った。みんなで協力し、多くの人が子育てに喜びを実感できるとよいと感じる。	次期子どもプランでは、その基本理念を「子どもの成長と子育てを地域社会で支え合うまちづくり」とし、保護者が子育ての第一義的な責任を有するという基本的認識のもとで、地域社会の構成員である「家庭」「地域」「学校」「企業」「行政」が、自らの役割を認識し、子育て家庭に寄り添い支援していくという意味が込められており、ご意見の趣旨のとおりだと考えています。 また、本市の基本構想・基本計画である「元気発進！北九州」プランには、4つの基本方針「(1)人づくり～多様な人材が輝くまちをつくる」、「(2)暮らしづくり～質の高い暮らしができるまちをつくる」、「(3)産業づくり～元気で人が集まるまちをつくる」、「(4)都市づくり～便利で快適なまちをつくる」を定めており、ご意見の後段“市民一人ひとりの生活が豊かなまち北九州!!”の趣旨も含んでいます。	1	①
15	地域社会全体で“子どもと家庭を守るまち北九州!!”“市民一人ひとりの生活が豊かなまち北九州!!”を目指していただきたいと願う。	今後、「元気発進！北九州」プランや次期子どもプランを着実に進めていくことで、市民の皆様がまちに自信と誇りを持ち、住んでいる市民はもちろん訪れた人も、「住んでみたい、住み続けたい」と思えるまちの実現に向けて努力していきたいと考えています。	2	①
16	働き方の見直しをするとともに、子育て時期に親子の触れ合いが大切なことを親世代に伝えていくこと。そのためには、小・中学校よりそれを見据えた教育を取り入れていく施策をお願いしたい。	企業・働く人・市民・行政とで構成された「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を中心に、長時間労働の抑制等の働き方の見直しなど、仕事と子育て等との両立への理解促進について、幅広い広報啓発や企業等の取組支援を行っています。 また、小・中学校の道徳の時間では、例えば、児童生徒が誕生したときの喜びや児童生徒の名前に込めた保護者の思いや願いを書いた手紙を児童生徒に渡すなどし、個別に保護者の思いを伝える取組を行っています。	2	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
17	<p>仕事と家庭の両立、地域社会全体での支援など親にとってはいい計画に見えるが、あまりに「支援」に重点をおくと、親の「責任」が薄れて見える。出生率や労働人口を上げることに視点を置くなど「親としての成長を支える視点」がみえない。親が子育てを通して成長することで、その子どもが健やかに成長し、そして親になり成長するような、長いスパンで支援してもらえんというと思う。</p>	<p>次期子どもプランでは、計画の視点の「地域社会全体で支援する視点」の中で、子育ての第一義的な責任は保護者にあることを記載し、施策を進める上での基本的認識であると考えています。</p> <p>一方で、子どもや家庭をめぐる環境が厳しさを増す中、多くの保護者が子育てに不安や悩み、孤立感などを感じている状況です。子どもの健やかな育ちを支えるためには、保護者の持つ不安や負担を少しでも軽減する必要があり、次期子どもプランでは、母子保健、子育ての悩みや不安への対応、青少年の健全育成、ひとり親家庭や障害のある子どもなど特別な支援を要する子どもや家庭への支援などに取り組みたいと考えています。</p> <p>また、ご意見のとおり「親の成長を支える視点」も重要です。本計画では、意見番と同様。視点を掲げ、乳幼児の発育や子育てについて学ぶ「育児教室」や、子どもの基本的な生活習慣の定着を図るための「北九州市子どもを育てる10か条の普及促進」など、子育て家庭が育児の知識・技術を学ぶ機会の提供や、地域と連携し子どもの育ちに関わる啓発活動に努めていきたいと考えています。その期間は子どもが生まれる前から、子ども・若者が自立するまでの間はもとより、思春期における健康教室にも取り組んでいきたいと考えています。</p>	2	①
18	<p>子どもの育ちを支える施策として、仕事をしている親もしていない親も共に、子育てしやすい環境を造ることが必要だと思う。</p>	<p>次期子どもプランは、全ての子どもと家庭を支えるという視点で策定し、取り組みを進めていきたいと考えています。</p> <p>その内容としては、まず、共働き世帯への支援としては保育所や小規模保育の提供や、延長保育や一時保育など多様な保育サービスの充実などに取り組まします。次に就労の有無に関わらない子育て家庭への支援については、母子の健康保持や増進、子育ての不安や悩みへの対応、安全・安心なまちづくり、青少年の健全育成、ひとり親家庭や障害のある子どもなど特別な支援を要する子どもへの支援等に取り組むこととしています。さらに、男女がともに子育てに参画できるようワーク・ライフ・バランスの推進にも取り組みます。</p> <p>このように、幅広い分野で、総合的に施策を進めることで、子育てしやすい環境づくりに努めていきます。</p>	2	①
19	<p>いろいろな支援制度があっても、知らない方が多い。もっとわかりやすく知らせる方法を考えて、情報をみんなが共有できるようになると思う。</p>	<p>本市では、子育て中の人の子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ気軽に入手できるよう、情報誌の発行やホームページ、フェイスブック等を通じ情報発信を行っており、今後も内容や提供方法の充実を図り、必要とされる情報が市民に届くよう取り組んでまいります。</p>	2	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
<p>《総論》 第1章～第3章（97件）</p>				
20	<p>「概要版 P2、6(2)5つの視点」について 「子どもが主体の視点」を見据えたプランの内容となっているか、親の就労支援等が主体となっていないか疑問である。子どもの育ちを支える施策が見えない。</p>	<p>子どもの健全育成や子育ての推進に当たっては、子どもの権利を擁護し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重する必要があります。そこで、次期子どもプランでは計画の視点の第一に、「子どもが主体の視点」を掲げました。この考え方は、本計画の全ての施策に共通する基本的な考え方です。 例えば、母子保健では子どもの成育や母子の健康を支え、幼稚園や保育所では乳幼児期における子どもの育ちを支え、青少年の健全育成では体験活動等の提供により健全な育ちを支える取り組みを掲載しています。 一方、子育ての不安や悩みへの対応、多様な保育サービス、安全・安心のための環境づくり、働き方の見直しなど、育てる保護者から多くのニーズや要望もあります。これらのニーズに応え、相談対応や子育ての知識・技術を教えること、保育時間の延長や病児に適正な保育環境を提供すること、子どもが安全・安心に過ごせる公園や都市環境を整備すること、父母が共に子育てができるようワーク・ライフ・バランスを推進することなども、子どもが主体と考え、その健やかな育ちを支えるための取り組みです。 これらの施策を着実に取り組み、またそれぞれが補完し合うことで、子どもの最善の利益の実現に向け努力していきたいと考えています。 なお、ご意見の趣旨を踏まえ、次期計画の総論・計画の視点「ア. 子どもが主体の視点」の中に、「子どもが主体」という考え方が、計画を通じた共通の基本的な考え方である旨を追記しました。</p>	2	②
21	<p>「概要版 P2、6(2)5つの視点」について 「子どもが主体の視点」を見据えたプランの内容となっているか、親の就労支援等が主体となっていないか疑問である。子どもの育ちを支える施策が見えない。 親の就労支援等が保育所として大切であることは理解しているが、プランの内容が就労支援が主体となって、自分の幸せを守ることを主張できない子どもたちの最善の幸せを守るに程遠いものになっている。この施策では、子どもの育ちゆく将来が危ぶまれてならない。親の就労を守ることを主体にすれば、そのしわよせに子どもの育ちは障害となって現れてくるという現実を理解したうえでプランを考えて欲しい。</p>		2	②
22	<p>経済的に裕福な家庭に有利な制度であり、子ども主体のものではないと思う。</p>		2	②
23	<p>5つの視点で「子どもが主体の視点」「全ての子どもと家庭を支える視点」を見据えたプランの内容となっているのか。親の就労支援等が主体となっているように思う。病気のときくらいは、保護者と安心して過ごせるような体制を築いて欲しい。</p>		2	②
24	<p>社会の宝である子どもを大切にしようという思いが、この素案からは全く感じられない。社会経済を潤す働き手を確保するためのその場しのぎにしか思えない。働くためなら保育時間を長くし、病気になっても預ければよいという考えのままでは、子ども、そして社会にとって良い結果は絶対に出ない。乳幼児期の親子の関わりの大切さを繰り返し伝えてきた保育士にとって、理解しえない施策であり、強く憤りを感じる。</p>		2	②
25	<p>北九州市は、子育て日本一を目指しているのであれば、保護者にとってだけでなく、子どもも愛情を十分に受け、情緒的にも安定した思いやりのある、将来を担っていける大人になるような環境づくりが大事なことだと思う。保護者の意向ばかりでなく、子どもたちの心情も汲み取ることができるような北九州独自の施策が必要だと思う。保護者の愛情を一身に受けなくて育った子どもたちが、将来どんな大人になるのか心配でならない。</p>		2	②
26	<p>子どもプランという名前だが、対象が子どもというより、大人のように感じる。少子化、孤立した保護者や待機児童などを主としているため、子どものことをあまり考えていないと思う。</p>		2	②

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
27	「概要版 P1、5(1)本市の現状」について 平成27年度からの計画であれば、過去の実績(H24年度の出生数)のみでなく今後の児童数の見込み(H26年度第1回子ども会議資料3)を踏まえた現状分析をすべきではないか。	次期子どもプランの策定に当たっては、子どもや家庭の現状、子育て支援へのニーズを把握するため、17,000人を対象に「子ども・子育て支援に関する市民アンケート」調査を実施しました。また、子育て当事者(市民公募)や子育て支援関係者、有識者などで構成する「北九州市子ども・子育て会議」を設置・開催し、それぞれの分野の専門家から多くの意見をいただきました。加えて、既存の計画である「元気発進！子どもプラン」の成果や課題、国の動向などを踏まえ、施策ごとに現状・課題を洗い出し、その方向性を定めた上で、具体的な取り組みを掲載しています。 また、「子ども・子育て支援事業計画」においては、平成27～31年度の推計児童数を算定し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援にかかるニーズ量を算定しています。 今後の計画の実施に当たっては、各年度の実績や事業の評価に基づき、必要な修正等を適切に加えながら、取り組んでいきたいと考えております。	3	①
28	さまざまなプランが次期計画に挙げられているが、実態を十分調査し、現状を把握し、将来を見据えたプランとは思えないところが多々あり、不安が一杯である。	子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという、基本的認識を前提とし、子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があるとしています。 本市としても、子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にありますが、子育ては次代の担い手を育成するという観点から、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支えていく必要があり、地域社会の構成員である、「家庭」「地域」「学校」「企業」「行政」は、子どもの健全育成や子育ての重要性の理解を深め、自らの役割を認識し、相互に連携・協力しながら、保護者に寄り添い支援することが重要と考えています。 そのため、子どもの心と身体の発育、しつけなど育児を中心とした講義等を行う育児教室の実施や夫婦が協力して出産・育児に取り組む大切さを学ぶ両親学級の実施などにより、「家庭」が、子どもの健全育成を支える最も重要な生活の場であり、親や家族の愛情の下で基本的な生活習慣を身に付けるとともに、人に対する信頼感や倫理観、自立心などを育むという役割をもつことについて、保護者の認識を深めるよう取り組みたいと考えています。	3	①
29	基本指針に、「保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提にしつつ」とある。本当の子育ては親からということ、忘れさせることのないような「元気発進」を願う。	子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという、基本的認識を前提とし、子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があるとしています。 本市としても、子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にありますが、子育ては次代の担い手を育成するという観点から、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支えていく必要があり、地域社会の構成員である、「家庭」「地域」「学校」「企業」「行政」は、子どもの健全育成や子育ての重要性の理解を深め、自らの役割を認識し、相互に連携・協力しながら、保護者に寄り添い支援することが重要と考えています。 そのため、子どもの心と身体の発育、しつけなど育児を中心とした講義等を行う育児教室の実施や夫婦が協力して出産・育児に取り組む大切さを学ぶ両親学級の実施などにより、「家庭」が、子どもの健全育成を支える最も重要な生活の場であり、親や家族の愛情の下で基本的な生活習慣を身に付けるとともに、人に対する信頼感や倫理観、自立心などを育むという役割をもつことについて、保護者の認識を深めるよう取り組みたいと考えています。	1	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
30	<p>「概要版 P2、6(2)5つの視点」について 「子どもが主体の視点」を見据えたプランの内容となっているか、親の就労支援等が主体となっているように感じる。真の子育て支援、親としての成長を支える支援の施策は具体的になされているのか。</p>	<p>子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。</p> <p>そこで、次期子どもプランでは、親が親として成長することの重要性を認識し、計画の視点に「親としての成長を支える視点」を加えました。具体的な施策としては、「家庭教育力の向上」の中で、「育児教室等の実施」や「北九州市子どもを育てる10か条の普及促進」などに取り組み、子育ての知識・技術の提供や子どもの育ちに関わる啓発に努めていきたいと考えています。また、乳児全戸訪問やさまざまな相談支援を行うことで、子育ての悩みや不安の軽減にも努めていきます。これらにより、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる支援を進めていきたいと考えています。</p> <p>なお、子どもに関わる取り組みは、保健、医療、福祉、教育など幅広い分野にわたるため、ご意見の「幼児期の学校教育や保育の提供」をはじめ、「母子保健」「安全・安心なまちづくり」「青少年の健全育成」「ひとり親家庭への支援」など、多様な施策を総合的に取り組んでいきます。</p>	2	①
31	<p>佐世保市の女子高生(同級生殺害事件を起こした)の父親の自殺が報じられた。日本社会の関心の貧困が課題と言われる。</p> <p>女性が輝いて生きる社会の実現と言われるが、子どもが生まれた時、親も誕生し、その関わりあいの中で両者が育つ。その関わりあいの中で育つ親自身の喜びが人としての幸せとなり輝くことを誇りとする者がいるのに、子どもを社会みんなまで育てようの掛け声の下、大臣、管理職になるだけの喜びのような政治の方向が、人間初期の大切な関係性を貧困に導いていることも事実ではないか。社会全体の誰が子どもの育ちの責任を持つのか。責任の第一義は保護者であり、子どもの育ちのものであるはずなのに、それが全く内容としてつかめないのはなぜか。</p>	<p>子ども・子育て支援法に基づく基本指針の中に、「保護者は、子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下、子ども・子育て支援は進められる必要があること」「子育てとは本来、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みであること」「子ども・子育て支援とは、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと」など、子育てに関する理念や子育て支援の意義に関わる記載があります。</p> <p>この内容は、次期子どもプランの基本理念や計画の視点などに記載し、この計画を策定し、進めていく上で、最も基本となる考え方です。ご意見のとおり、保護者が子育ての第一義的な責任を有するという基本認識の下、地域社会の構成員である「地域」「学校」「企業」「行政」が自らの役割を認識し、相互に連携しながら、保護者に寄り添い支援していきたいと考えています。</p>	3	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
<p>《各論》 第4章～第5章</p> <p>施策1 母子保健（8件）</p>				
32	<p>新制度の中で、乳幼児期の「教育」の言葉が飛び交い、不安を感じている。「教育」という言葉が、独り歩きして、子育て中の方が知育に偏った短絡的な理解をするのではないかと。子どもからの視点も伴った、親としての学びは、決して講演を中心とした一方通行の「指導型」の講座からは得られない。</p> <p>親は子どもが自立できるように、親自身も学びが必要なので、聞くだけの育児講座ではなく、自分の意見も発言できる参加型の子育てワークショップがあればいいのではないか。</p>	<p>母子保健事業として実施している妊婦教室や両親学級、乳幼児教室、親子遊び教室等の一部には、母子保健として必要な情報を伝えつつ、参加者同士の意見交換等をプログラムに組み込んでいところもあります。頂いたご意見は、今後の教室運営の参考とさせていただきます。</p>	3	④
33	<p>子どもの食事は、ますます悪化するのではないか。</p>	<p>子ども達が望ましい食生活を送ることができるように、No.19[食を通じた乳幼児等の健康づくり事業]、No.20「親子ですすめる食育教室」、NO.167「保育所等を通じた家庭・地域への食育推進事業」などにより、乳幼児の保護者に対する食育を、推進していきたいと考えています。</p>	2	①
34	<p>母子保健、母子医療はとてもよい施策と思う。それがすべての母と子の元へ届けられ支援できるようにしてほしい。</p>	<p>親子の健康の保持・増進、子どもの心と体が健康に育つ社会を構築するために、妊娠・出産から乳幼児期及び思春期の保健・医療体制の一層の充実を図ります。</p>	1	①
35	<p>保育所や幼稚園等に預けている家庭はまだよいが、どこかのつながりもなく困っている家庭もいる。そのような家庭では、内からのアプローチが望めない。そのような家庭にこそ足を運べるようなシステムを希望する。</p>	<p>子どもの育ちを家庭だけでなく地域で見守ることは大切なことです。市民センター等では、地域の方々の子どもの発達や育児の相談の応じる「妊産婦・乳幼児なんでも相談」を開催しています。集まった母親同士の交流によるピアカウンセリング効果もあり、会場によっては子育てサポーターの支援もあります。</p> <p>さらに、生後4か月までの乳児がいる家庭には、保健師が全戸訪問を行い、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みをお伺いして適切なサービス提供につなげています。</p> <p>また、家庭のことや子育てのことで困っているご家庭があり、ご本人からのご相談が難しい場合は、区役所子ども家庭相談コーナーや健康相談コーナーで周囲の方からのご相談にも応じています。</p>	3	①
36	<p>就学前や5歳児の健診の義務化(無料)を望む。これが実現できれば、障害の早期発見に期待できる。</p>	<p>就学前の子どもの多くが保育園や幼稚園に所属しており、定期的な健診の機会もあります。また、子どもの障害については、健診の場だけでは判断できない場合もあり、日常の保育や教育の中での気づき大切です。気づきから早期発見・早期対応に繋がれるよう、保育園や幼稚園等と行政、専門機関等が連携していくことが大切だと考えています。</p>	3	③

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
37	<p>発達の気になる子どもの早期発見、早期支援体制について、わいわい子育て相談事業などがあるが、現在の状況では、保育園に相談に来る保護者が圧倒的に多く、わいわい相談ではしっかりと判断できず、逆に安心され、集団に入って専門機関の連携を拒む保護者が増え、子どもの成長を阻んでいる。故に、保育園との連携強化は必須で、それに伴う人的援助をつけるなどの体制づくりをして欲しい。</p>	<p>わいわい子育て相談では、医師や臨床心理士、作業療法士、保育士等複数の専門職種が多角的に子どもの発達を評価し、母親の相談に応じています。保育園・幼稚園での気づきからご紹介いただく場合も多く、H25年度は46件でした。今後も保育園等や行政、専門機関との連携強化は大切であると考えています。</p>	3	④
38	<p>保育園や学校など、身近に聞ける機会を増やすなど、保護者を対象とした子育て等親に必要な講座を役所に主催してもらいたい。</p>	<p>保護者等を対象とした「子どもを育てる10か条」の事前講演や、市内の保育所、幼稚園、小・中学校で家庭教育学級を開催しています。</p>	3	①
<p>施策2 母子医療（3件）</p>				
39	<p>いちばん医療費のかかる義務教育が終わる15歳まで、せめて医療費を無料にしてもらいたい。</p>	<p>子育て家庭の経済的負担の軽減は、重要な取り組みだと考えています。ご意見の乳幼児等医療費支給制度については、さまざまな研究を行っているところであり、関係者の意見を聞きながら、制度のあり方を検討していきます。</p>	3	②
40	<p>予防接種がどんどん変わっているので、情報を公にしてもらえると分かりやすい。HPなどで情報提供しているのかもしれないが、分かりづらい。</p>	<p>現在、予防接種の対象となる方には、個別の案内を送付しお知らせをするとともに、市のHP、市政だより、民間の情報誌なども活用し、適宜情報を発信しているところです。今後とも、市民のみなさんに分かりやすいよう、文言やレイアウト、広報ツール等を工夫していきたいと思います。</p>	3	④

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
施策3 子育ての悩みや不安への対応（26件）				
41	<p>子どもが病気や風邪の時にも預けられる病児の託児が可能な環境整備をしてもらいたい。</p> <p>また、保護者が病気等、緊急の場合に助けられる緊急サポートセンターを作って欲しい。</p>	<p>共働き世帯が増加する中、仕事の都合などにより自宅での保育が困難な病氣中・病氣回復期の児童を預かる「病児・病後児保育」に対する保護者ニーズは高く、現在、市内10箇所で開催しています。</p> <p>今年度については、10月に小倉北区で1箇所開設しましたが、年度中に小倉南区でさらに1箇所の開設を目標としており、現在整備を行っているところです。</p> <p>来年度以降についても、実際の利用状況や保護者ニーズを踏まえながら、新規開設を検討します。</p> <p>また、ボランティア会員の相互協力で、保育所・幼稚園の送迎や帰宅後の預かり、軽度の病児・病後児の預かり、早朝、夜間等の緊急時の預かり等を行う「ほっと子育てふれあい事業」を実施しています。重い病児の保育は専門性や危険性が高まるため、ボランティア組織での対応は難しいと考えています。</p> <p>また、保護者が病気等のため、家庭での養育が一時的にできない場合に、児童養護施設等で子どもを預かる「ショートステイ」「トワイライトステイ」事業を行っています。（いずれも宿泊可能です）</p> <p>ひとり親家庭を対象として、一時的に生活援助や保育サービスが必要なときに生活を支援する「母子家庭等日常生活支援事業」も行っています。</p>	3	③
42	<p>就学前、小学校低学年、小学校高学年、中学生のステージ別に各年代の子どもを持つ母親や子育てOGを指導員とした「子育て支援室」を設置してもらいたい。</p> <p>具体的には、行政による研修を受けた指導員（子どもを持つ母親（2名×4各年代）や子育てOG（2名）計10名程度）を各市民センターに配置し、子育ての悩み等相談を受けるもの。なお、当初は各区1か所の市民センター（小倉南区と八幡西区は2か所）でモデル事業として実施するもの。</p>	<p>①子育て家庭の親とその子ども（概ね3歳未満の乳幼児）が気軽に集い、相互に交流を図る場を提供することにより、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するものとして、区役所又はそれに近接する公共施設等に、親子ふれあいルームを設置しています。（各区に1箇所）親子ふれあいルームには、子育て親子の支援に意欲があり、子育ての知識と経験を有する専任のスタッフを2名配置しており、子育てに関する相談や交流の促進などを行っています。親子ふれあいルームでは、今後、相談対応の充実を目指しており、関係機関とも連携して支援の強化を図っていきます。</p> <p>②就学前の子育て支援としては、市民センター等市内135箇所において育児不安の軽減を図るため、地域担当保健師等による「妊産婦・乳幼児なんでも相談」を開催しています。集まった母親同士の交流によるピアカウンセリング効果もあり、会場によっては子育てサポーターの支援もあります。</p> <p>また、区役所では、乳幼児健診の結果や日ごろの子育ての中で心身の発達に気になる場合の相談先として、医師や臨床心理士、保育等の専門職が発達や対応について相談に応じる「わいわい子育て相談」を開催しています。</p> <p>③子どもと家庭に関する総合相談窓口として、各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、専任の相談員が子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携して、個別の相談に応じたサービス・支援へとつなげています。</p>	3	③

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
43	子育て中の親自身も、初めての育児には、子育て先輩やママ同士と学びあう必要がある。子育ては大変だが、「その大変さを、分かち合える場所」、「子育て当時者が支援される立場だけでなく、相互に支援する関係」、「親自身ももっと子どもの未来のために、今の育児支援に必要と感じたことを発信していく必要がある」と、自ら気づく学びが、とても必要であると感じる。	本市では、子育て家庭の親とその子ども(概ね3歳未満の乳幼児)が気軽に集い、相互に交流を図る場を提供することにより、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するものとして、区役所又はそれに近接する公共施設等に、親子ふれあいルームを設置しています。(各区に1箇所)親子ふれあいルームには、子育て親子の支援に意欲があり、子育ての知識と経験を有する専任のスタッフを2名配置しており、子育てに関する相談や交流の促進などを行っています。 地域の子育て支援の場として市民センター等で保健師等が相談支援する「妊産婦・乳幼児なんでも相談」を実施しており、そこでは保健師等の相談支援だけでなく参加者同士の交流が行われ、育児の大変さを分かち合える場所となっています。また、育児経験者が中心となった育児サークルの活動が併設されている会場もあります。	2	①
44	北九州市では、親子ふれあいルームなどがあり、子育て中の親が繋がる機会はあるが、地域という小さい単位でも、(親子)ふれあいルームみたいな施設があれば、もっと地域のことを意識し、地元で子育てを感じるのではないか。新しい施設を建てるのではなく、市民センターや地域の人たちが交流している場所に、もっと子育て世代も気軽に足を運べる場所が欲しい。	親子ふれあいルームは各区に1箇所整備しており、地域には、常設又は定期的にフリースペースを実施している市民センターもあります。市民センターでの乳幼児なんでも相談やフリースペース開催時は、子育てサポーターなどの地域の支援者の方が見守り等を行っているところもありますので、地域の方との交流を図る機会にしていだけたらと考えています。 なお、現在、親子ふれあいルームでは、市民センター等と連携し、地域における子育て支援を行うため、「地域の子育て力を高める取組み」を進めています。	3	①
45	サークル活動も多くあるが、子どもが成長すると運営者自身がサークルの継続が難しい。子どもが成長しても継続して活動ができる場であり、親子で学びあうこともでき、親が主体的に運営する「プレイセンター」が地域に普及することを望む。	「プレイセンター」については、課題として受け止め、研究したいと思います。	3	④
46	ほっと子育てふれあいセンターも、民間に委託すべきだ。	ほっと子育てふれあいセンターは、設立当初から民間に委託して事業を実施しています。 今後も会員の増加と質の向上を図るとともに、サーブス希望者が利用しやすい事業運営に努めて、地域の子育て支援を推進していきます。	3	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
47	<p>若松区ひびきの地域に新しいコミュニティがきちんと生まれ、市民の力が遺憾なく発揮されること、子どもたちがきちんと地域に根付いて育ち、やがて安心して戻ってこれる場所として地域が安定して発展していくこと、山を切り開いた場所が、人々の心のふるさとになっていくための具体的な取り組みを丁寧に行っていく必要がある。</p> <p>「親子ふれあいルーム」などをはじめとする拠点施設、外あそびや野外活動のための拠点施設の増強、プレイパークや放課後の子どもたちの立寄所の確保、大学を学び舎として開放し、若者が現場の市民の中で市民としてのセンスを身につけられるような学習機会の提供、人権やジェンダーなど小倉に行かないとふれられない学びの拠点の視点をひびきの地区におく。</p> <p>北九大の厚意で、ひびきのキャンパス内に半年間限定で、ようやく「乳幼児や子どもや地域の方々のためのフリースペース」を開所することができた。半年の限定ではなく、これからも人々の集まる場所に地域市民の活動拠点をもつことができることを望む。</p>	<p>親子ふれあいルームは、子育ての悩みや不安がある場合に保健師等の専門的な育児相談につながることや、妊娠時の母子健康手帳交付や出産後の育児相談で区役所に親子が訪れることが多いことなどの理由から、区役所または近くの公共施設に整備しています。</p> <p>これとは別に、児童館のなかに親子ふれあいルームを設置しており、若松区では高須児童館に設置しているところです。そのため、若松区ひびきの地区での親子ふれあいルームの整備は難しいと考えています。</p> <p>ご意見のありましたプレイパークは、自然の地形や樹木を利用して遊ぶことができ、子どもにとって新たな発見やさまざまな体験ができる遊び場です。また、親の関わり方を考えさせられる場、若者の地域づくりへの参加の場、高齢者を含めた多世代での交流の場など、さまざまな場づくりにも寄与できます。一方で、安全面や管理面などの課題が多いのも現状です。自然とふれあえる外遊びの方法や内容、場所などについて、NPO等と協力しながら検討を進めていきます。</p> <p>また、地域で活動しているNPOや北九州市女性団体連絡会議と協働で、各区市民センター等において、男女共同参画のテーマのもとジェンダーについても、広報啓発事業を実施しています。</p> <p>なお、若松区ひびきの地区では、地域活動の拠点となる市民センターが、平成29年度春に新設予定の「(仮称)ひびきの小学校」に併設される予定です。</p>	3	①
48	<p>「ほっと子育てふれあいセンター」「緊急サポートセンター」、情報発信を目的とした「子育て総括センター」を一つにして、子育て中の保護者が知りたいことが全部分かるシステム作りをしてはどうか。</p> <p>また、これらを民間に委託して、事務的でない安心して子育てができる相談場所を作ってはどうか。</p>	<p>本市では、子育て中の人の子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ気軽に入手できるよう、情報誌の発行やホームページ、フェイスブック等を通じ情報発信を行っています。</p> <p>情報誌を含む子育てに関する情報発信は、ほっと子育てふれあいセンターにおいても、入手することができます。</p> <p>また、ほっとこそだてふれあいセンターは、設立当初から民間に委託して事業を実施しています。</p> <p>今後も会員の増加と質の向上を図るとともに、サービス希望者が利用しやすい事業運営に努めて、地域の子育て支援を推進していくとともに、子育て情報の内容や提供方法の充実を図り、必要とされる情報が市民に届くよう取り組んでまいります。</p> <p>なお、本市においては、安心して子育てが相談できる相談場所として、各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、専任の相談員が子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携して、個別の相談に応じたサービス・支援へとつなげていきます。</p>	3	③

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
49	障害のこについて尋ねたところ、窓口をたらい回しにされ、結局自分の知りたい情報は得られなかった。まずどこに問い合わせればよいか分からなかったので、子育て全般の情報を統括している窓口が欲しいと思った。	各区役所の保健福祉課では、組織名とは別に、相談窓口が分かりやすいように、高齢者や障害をお持ちの方についての相談は「高齢者・障害者相談コーナー」と、また、子どもや家庭に関する相談は「子ども・家庭相談コーナー」と表示して、それぞれの窓口で相談に応じております。また、各コーナーなどで複合する相談については、連携を図って相談者の支援をしております。 窓口対応に関するご意見を踏まえ、研修などにより、職員の知識や接遇の向上を図り、より良い窓口での対応ができるよう努めてまいります。	3	①
50	小学校で通級指導教室を担当しているが、保護者の方が通級教室への送迎が無理なときに、ほっと子育てふれあいセンターの会員さんが送迎してくれている。いつも子どもにあたたかい声をかけてくれ、楽しく通ってきている。保護者との連絡も密にとってくれて、喜んでいただいている。今後も子どもと家庭のサポートをよろしく願います。	「ほっと子育てふれあい事業」では、「子育ての手助けをしてほしい人」と「子育てのお手伝いをしたい人」が会員となって、会員相互による子どもの一時預かり等を行っています。今後も会員の増加と質の向上のため、子どもの心身の健康や事故の対応等の研修や会員同士の交流会等を行い、安全で質の高いサービスの提供に努めます。	1	①
51	ほっと子育てふれあいセンターは、研修も充実しており、経験者も多く、これまでの実績を今後にうまく生かす市の取り組みとしてとても有意義な組織だと思う。		1	①
52	必要とされる情報を届けたい人になかなか伝わらない現状があるが、その情報を届けるために、どのような方法を取るのか。	本市では、子育て中の人が子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ気軽に入手できるよう、情報誌の発行やホームページ、フェイスブック等を通じ情報発信を行っており、今後も内容や提供方法の充実を図り、必要とされる情報が市民に届くよう取り組んでまいります。	2	①
53	多様化複雑化した悩みへの支援として、「結婚を希望する若者への支援」とあるが、必要だろうか。個人的なことに対して行政は市税を使って婚活パーティでも開くのだろうか。結婚し幸せな家庭を築くことへの希望を見出せる社会を作ることが先ではないか。	少子化対策の一つとして「若者への結婚、婚活支援」を考えています。 具体的には、若いうちからライフプランや人生観を考える中で、結婚や子育て等について、セミナーなどを通じて意識の醸成を図るものとして、結婚に関する多様な情報を提供するほか、団体や事業者等が行う婚活イベントについての情報提供を予定しています。行政が主体となって婚活パーティを開催することは想定しておりません。	2	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
54	次期計画では、保育所や学校の開いていない時間、つまり夜間や宿泊が必要な支援、親が一時的に養育できない場合の支援策がないと感じた。ほっと子育てふれあいセンターは良い制度だが、預かりの100%の保証がない。ショートステイやトワイライトステイは要件を満たさなければ利用できない。児童養護施設の児童の養育には、不特定の子どもが入ってくるのは望ましくない。国のファミリーサポート事業には「病児・緊急対応事業」があるが、北九州市は導入していない。これらのことから、ぜひ、北九州市にも「病児・緊急対応事業」を取り入れて欲しい。	保育所・幼稚園の送迎や帰宅後の預かり等をボランティア組織で行っている「ほっと子育てふれあい事業」では、軽度の病児保育も行っています。重い病児の保育は専門性や危険性が高まるため、ボランティア組織での現行以上の対応は難しいと考えています。	3	③
55	施策(3)柱①の「地域社会」はくりが大きい。小さな町内から発進すべきでは。	ご指摘の施策(3)「①地域における子育て支援の環境づくり」では、主として、市民センターでの活動、育児サークル、市民のボランティア、まちづくり協議会など、子育て家庭の身の回りの地域や場所で行われる支援を掲載しています。 そして、子育て支援は、このような身近な「地域」の支援に加え、「学校」「企業」「行政」など地域社会の構成員が、自らの役割を認識し、互いに連携・協力しながら、全体で取り組んでいく必要があると考えています。	3	①
56	保育サービスコンシェルジュについて、コンシェルジュに任命された方は、幼稚園、保育所、認定こども園の現状を理解しているのか。相談に来た市民に、保育所や幼稚園のことを、適切なアドバイスや情報を提供できているのか。	保育サービスコンシェルジュについては、利用者が保育所、幼稚園、認定子ども園、一時預かりなど適切なものを選択できるよう、きめ細やかに相談に応じ、情報提供や助言を行うために配置したものです。また、そのための十分な研修や、直接現場を訪問し現状を見て、情報収集も行っています。	2	①
57	少子化対策と言われる中、多子世帯に対する支援がほとんどない。保育料も3人が同時に通っていないければ、3人目は免除にならない。もう少し援助があればと思う。例えば、医療費を4人目以降無料としたり、チャイルドシート購入費の補助、ファミリーサポートセンターを利用する費用の補助等、支援があっても、費用が高むと結局は利用することができない。少子化対策としては、すでに2人子どもがいる世帯に、3人目を産んでもらうような流れができる子育て支援が有効だと思う。	本市では、これまでも国民健康保険料の一部減免や乳幼児等医療費の所得制限の免除などをはじめ、多子世帯の保護者負担の軽減に取り組んでまいりましたが、本年6月に発表された国の「経済財政運営と改革の基本的方針」(骨太の方針)においても、少子化対策として第三子以降の出産・育児・教育への重点的な支援を検討することとしているため、国の状況等を十分に踏まえながら、引き続き、多子世帯支援の取り組みについて検討していきたいと考えております。	3	④

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
58	<p>施策(3)子育ての悩みや不安への対応で、カウンセリングを実施して欲しい。現在の子育ては、情報過多であり、子育て支援のツールもさまざまなものがある。(脳を育てる上で危険なものも多く含まれる)必要としている情報やツール、方法がなんなのか、親自身が選択できるようなサポートできるカウンセリングサービスが必要だと思う。</p>	<p>子育て家庭の親とその子ども(概ね3歳未満の乳幼児)が気軽に集い、相互に交流を図る場を提供することにより、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するものとして、区役所又はそれに近接する公共施設等に、親子ふれあいルームを設置しています。(各区に1箇所)親子ふれあいルームには、子育て親子の支援に意欲があり、子育ての知識と経験を有する専任のスタッフを2名配置しており、子育てに関する相談や交流の促進などを行っています。</p> <p>また、子どもと家庭に関する総合相談窓口として、各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、専任の相談員が子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じています。それぞれの相談に応じた支援・対応を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携して、個別の相談に応じたサービス・支援へとつなげています。</p>	3	①
59	<p>「(仮称)地域みんなで子育て支援事業」とは、どのような事業か。</p>	<p>「(仮称)地域みんなで子育て支援事業」とは、家庭を持つことや子どもを産み育てることの喜びを実感できるよう、結婚から妊娠、出産、育児まで、切れ目なく見守り続ける地域の活動を支援し、地域社会全体で支えていく支援活動の活性化を図ります。地域づくり団体である「まちづくり協議会」を直接支援していくことで、地域の実情に応じた結婚から育児まで、切れ目のない支援(少子化対策)を地域自ら考えてもらうことを目指しています。</p>	2	①
60	<p>NPOの目線でみると、かならずしも、区と市が、効果的につながっていないと感じる。区の保健師やコミュニティ支援課で課題を感じても、裁量できる余地が少ないのでは。100万都市で、効果的に施策を進めていくのは難しいと思う。もっと区に権限を委譲することはできないのか。</p> <p>小倉南区親子ふれあいルームさざんは、区役所ともしっかり連携させていただいているが、あくまで担当課は市の子育て支援課である。福岡市の各区の拠点である「プラザ」は、区が協議相手だと聞いている。</p>	<p>親子ふれあいルームは、子育ての悩みや不安がある場合に保健師等の専門的な育児相談につなぎやすいことや、妊娠時の母子健康手帳交付や出産後の育児相談で区役所に親子が訪れることが多いことなどの理由から、区役所または近くの公共施設に整備しています。</p> <p>親子ふれあいルームに関する事務については、市全体の子育て支援を所管する子ども家庭局子育て支援課が担当していますが、上述のような親子ふれあいルームの目的を達成するためには、各区役所との連携が重要であることは、ご指摘のとおりだと考えています。</p> <p>このため、必要に応じて子育て支援課から各区役所に出向いて情報交換を行ったりしているほか、現場の親子ふれあいルームのスタッフの方々でも、日頃から区役所の保健師等との関係作りをさせていただいているなど、区役所との連携の強化に努めているところです。</p> <p>今後とも、親子ふれあいルームの円滑な運営に努めてまいります。</p>	2	①
61	<p>ファミサポの事業である「ほっと子育て」も区ごとに展開してはどうか。できれば、親子ふれあいルームで、オプションとして事業を展開できたらと考えている。横浜市港北区では、34万人の人口に、利用会員1043人、提供会員173人、両方会員117人いる。地域子育て支援拠点にコーディネーターがいて、1日20件、月間600件のコーディネートをするとのこと。また、20歳以上であれば、学生も提供会員になることができ、若者の子育て体験の蓄積につながる。</p>	<p>「ほっと子育てふれあい事業」は、市内に1ヶ所、常駐のアドバイザーを配置して、会員の募集・登録、研修会や交流会などを企画・実施しています。</p> <p>年間の活動件数が約17,000件と膨大なため、各区にサプリーダーを配置して、活動に関する会員同士の調整等を行っています。</p> <p>今後とも会員の増加と質の向上を図るとともに、サービス希望者が利用しやすい事業運営に努めて、地域の子育て支援を推進していきます。</p>	3	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
施策4 家庭の教育力の向上（10件）				
62	<p>家庭生活の主な課題の一つである「基本的な生活問題」について、子どもの心身の健全な育成を目指すため、基本的な生活に関するチェックカードを作成の上、各市民センターに配置し、家庭教育の具体的な方法として活用してもらいたい。</p> <p>※チェックカードとは、就学前、小学校低学年、小学校高学年、中学生などステージ別に、年代に応じた基本的な生活等に関するチェック項目を設定し、チェックするもの。</p>	<p>子どもたちの基本的な生活習慣の定着を図る事業として、夏休み期間中に保育所、幼稚園、小・中学校、特別支援学校の児童・生徒に「早寝・早起き・朝ごはん・読書カード」を配布しています。これは、生活習慣が乱れがちな夏休みに、自ら決めた生活習慣の目標を実践・確認することで毎日の生活を親子で見直してもらい、正しい基本的な生活習慣の定着を図るもので、ご意見をいただいた「基本的な生活に関するチェックカード」と同じ趣旨の取組みと考えます。</p> <p>また、その他に、就学前の子どもたちが小学生になるまでに身につけてもらいたい基本的な生活習慣などをまとめた家庭教育リーフレット「きほんのき」を作成し、小学校入学前説明会において保護者に配布する取組みも行っています。</p> <p>基本的な生活習慣の定着は子どもの健全育成の基礎となる重要なものですので、今後も啓発の充実などに取り組んで参ります。</p>	3	①
63	<p>親のニーズを取り入れること以上に、親の子育て力を育んでいくことや、未来を担う子どもたちが、どのような環境の中で、どのように育てられていくべきかに重点をおいた議論をしていただきたい。</p>	<p>ご意見の親の子育て力を育むこと、子どもたちが育つ環境を整えることは、いずれも重要な課題だと考えています。そこで、次期子どもプランの策定にあたっては、北九州市子ども・子育て会議等の中で有識者や関係者など多くの専門家の意見をいただきながら、素案づくりを進めました。</p> <p>ご意見の「家庭の教育力の向上」を図る取組みとしては、乳幼児の発育や子育てについて学ぶ「育児教室」や、子どもの基本的な生活習慣の定着を図るための「北九州市子どもを育てる10カ条の普及促進」などを掲載し、子育て家庭が育児の知識・技術を学ぶ機会の提供や、地域と連携し子どもの育ちに関わる啓発活動に努めていきたいと考えています。</p> <p>また、子どもが育つ環境づくりについては、まず、「子どもが主体の視点」に立って計画を推進していきます。その取組みとしては、妊娠・出産、育児などの母子の健康を守る「母子保健」、乳幼児期の子どもの育ちを支える幼稚園や保育所等の提供、体験活動の機会を提供し自立意識や他者との交流を図る「青少年の健全育成」、子どもの成長に配慮した公園整備など「安全・安心なまちづくり」、男女が共に子育てできる社会を目指す「ワーク・ライフ・バランスの推進」など、幅広い分野で、総合的に子どもの健やかな育ちを支えていきたいと考えています。</p>	2	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
64	地域と連携した家庭教育力の向上に力を入れていただきたい。	次期子どもプランでは、地域と連携した家庭教育力の向上への取り組みとして、子育て中の親と子が気軽に集い、相互に交流を図る場である「親子ふれあいルームの充実」や、子どもの基本的生活習慣の定着や、家庭や地域の教育力の向上を図るための「北九州市子どもを育てる10か条の普及啓発活動」などを進めていきたいと考えています。これに加え、育児教室の実施や乳児家庭訪問事業など保護者に子育ての知識等を教える取り組みや、児童虐待を行なった保護者に助言・指導する仕組みなど、家庭の状況に応じて地域などと連携しながら、家庭の教育力が向上するための支援に取り組んでいきたいと考えています。	1	①
65	子ども・子育て支援における地域社会の役割の中で、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが必要とあるが、地域格差を踏まえての支援がなされ、その中で家庭教育が向上されることを望む。		1	①
66	施策(4)柱②の地域等でのさまざまな取り組みとは、どのような取り組みか。	「施策(4) 家庭の教育力の向上」における「施策の柱② 地域等と連携した家庭の教育力の向上」では、子育て中の親と子が気軽に集い、相互に交流を図る場である「親子ふれあいルームの充実」や、子どもの基本的生活習慣の定着や、家庭や地域の教育力の向上を図るための「北九州市子どもを育てる10か条の普及促進活動」など、地域での取り組みを通じて、家庭の教育力の向上を図りたいと考えています。	2	①
67	「北九州市子どもを育てる10か条普及促進活動」について、平成15年度に制定しているが、今までどのように普及しているのか。現在の普及状況については。	家庭や地域の教育力の向上を図るため、市立の幼稚園、小・中学校、特別支援学校、市民センターにチラシ、ポスター、カード、のぼり旗を配布や、市営バスでの車内放送、ラジオ放送など活用し、広報啓発を行っています。 また、出前講演を、市内の保育所、幼稚園、小・中学校の家庭教育学級などにおいて幅広い世代を対象に実施しています。(平成25年度実績:開催回数13回、参加者数1,131人) なお、教育委員会が開催する会議、講演会、行事などでの唱和を行うなど、広報啓発に努めています。	2	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
68	「家族のためのペアレントトレーニング事業」について、具体的に知りたい。毎年虐待が増えている状況に歯止めがかかるのか。	<p>家族のためのペアレントトレーニング事業は、「家族再統合コース」と「養育不安コース」で構成されています。</p> <p>「家族再統合コース」は、虐待を行ったために子ども総合センターが関わり、子どもを分離したり、分離しないまま指導している保護者を対象に、虐待の再発防止を図るために実施するものです。「不適切な養育方法が子どもに及ぼす影響」、「効果的なほめ方、叱り方」などを個別に学んでいただく月1～2回、概ね全6回のコースです。</p> <p>「養育不安コース」は、概ね2歳から就学前で発達障害またはその疑いがある児童を持つ保護者のうち、児童の発達上の問題により養育不安を強く感じているケースから選考し、10組程度の親子のグループ活動として実施します。</p> <p>グループでの話し合いを通して保護者同士が互いに共感する場を提供したり、親子遊びを体験するなど、月2回全8回のコースです。</p> <p>虐待を行った保護者の再発防止、養育不安を持つ保護者の虐待未然防止に一定の効果が認められます。</p> <p>なお、児童虐待については、当事業のほかにも発生予防、早期発見、早期対応および適切な支援に関するさまざまな事業を行っており、今後も取り組んで参ります。</p>	2	①
69	家庭の教育力の向上は、様々な家庭の自由で考えがあると思うので、学習の機会など家庭の教育は保護者に任せて良いと思った。保育の中で考えていかなければ、ならないことはあるが、それとは別な話だと感じた。	<p>ご意見のとおり、家庭では教育に対する考えをそれぞれお持ちであると認識しています。</p> <p>一方で、市民アンケートでは、約4割を超える子育て家庭が子育てに不安を感じており、不安の内容には「子どもを叱りすぎているような気がする」「子どもの接し方の自信が持てない」といった回答が挙げられ、子育てに対する知識や経験不足が伺えます。このことから、子どもの健やかな育ちを支えるためには、家庭の教育力を向上する取り組みは必要です。</p> <p>そこで、次期子どもプランでは、「施策(4)家庭の教育力の向上」の中で、乳幼児の発育や子育てについて学ぶ「育児教室」や、子どもの基本的な生活習慣の定着を図るための「北九州市子どもを育てる10か条の普及促進」などを掲載し、子育て家庭が育児の知識・技術を学ぶ機会の提供や、地域と連携し子どもの育ちに関わる啓発活動に努めながら、家庭の教育力の向上に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。</p>	3	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
70	<p>子どもの生活の基本は、家庭にあり、保護者の養育力は重要である。「家庭支援」「保護者支援」を打ち出し、保護者の意識向上を図り、4つの政策分野を具体的に示して欲しい。</p>	<p>ご意見のとおり、家庭は教育の原点・出発点であり、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するということは認識しています。</p> <p>そこで、次期子どもプランでは、家庭の教育力の向上を図るために、乳幼児の発育や子育てについて学ぶ「育児教室」や、子どもの基本的な生活習慣の定着を図るための「北九州市子どもを育てる10か条の普及促進」など、子育て家庭が育児の知識・技術を学ぶ機会の提供や、地域と連携し子どもの育ちに関わる啓発活動に努めていきたいと考えています。</p> <p>また、子育て家庭への支援として、「家庭の教育力の向上」を含む「母子保健」「子育ての悩みや不安への対応」「青少年の健全育成」など、14の施策に取り組むこととしています。</p> <p>このような幅広い分野の施策を総合的に取り組むことで、地域社会全体の子育て力の向上に努めていきたいと考えています。</p>	2	①
<p>施策5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進（23件）</p>				
71	<p>子どもたちは、地域のたくさんの方々に見守られて成長していく必要があるが、子育てママには「地域」という言葉が届いていない。地域にある市民センターは乳幼児なんでも相談が、月に1度、開催されている。もっと、せつかく、足を運んできた市民センターに、ママ同士や地域の人たちと結び付ける何かがあればと思う。ママたちがランチできるスペースや、子どもを遊ばせる場所があったりすると、参加して終わりではなく、人と人がつながるのではと思う。</p>	<p>市民センターでは、乳幼児なんでも相談の日以外に常設又は定期的にフリースペースを開催しているところがあります。また、乳幼児なんでも相談やフリースペースの終了後に利用者同士がお弁当を食べたり、交流を図ったりする部屋を提供している市民センターもありますので、是非、ご利用いただけたらと考えています。</p>	3	①
72	<p>行政は、母親や父親が親としての自覚と、子どもに愛情を注げる時間作りを保証するためにも、もっと積極的に企業努力にメスを入れなければならぬのではないかと。本当にワーク・ライフ・バランスの推進を考えると、企業と保育所、保護者、行政が一体となり、子どもの心身の発達がスムーズになり、日本の将来を担う賢い健康な若者が育まれると思う。</p>	<p>子育ての第一義的な責任は父母その他保護者にあることなどから、保護者が男女を問わず子育てに向き合え、家族で過ごす充実した時間が持てるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めることが重要です。</p> <p>そこで次期子どもプランでは、施策の一つに「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」を掲げ、企業等の事業者に対し、ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーの派遣や出前セミナーの実施などにより、子育て等をしながら働き続けられる職場環境づくりへの働きかけを行ないます。また、ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンや講演会の開催を通じて、その意義や必要性について事業者や市民に広く周知・啓発を行っています。</p> <p>このような取組みを通じて、長時間労働の抑制など、働き方やライフスタイルの見直しを図り、男女がともに働きながら子育てしやすい環境づくりを進めていきます。</p>	2	①
73	<p>次期計画は、保育サービスの充実や働く保護者のための施策に偏りを感じる。延長保育、休日保育、病児・病後児保育など多様なニーズに対応しても、子どもにとって一番の支えは親の存在である。親自身が子育てに時間がかけられるように、労働条件の改善を企業側や行政が行い、ワーク・ライフ・バランスをしっかりとサポートし、親が本来やるべき子育てができる環境を考える施策が大切なのではないか。</p>	<p>このように取組みを通じて、長時間労働の抑制など、働き方やライフスタイルの見直しを図り、男女がともに働きながら子育てしやすい環境づくりを進めていきます。</p>	2	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
74	<p>子どもの育ちを、地域社会全体で支えるとするが、企業も地域社会の一員として子育て中のお父さん・お母さんが子育てに必要な時間を使える働き方を支える労働環境整備には全く触れていない。いかに早く復帰して働くかと言うことへの対応ばかりではないか。</p> <p>預ける先は確かに必要だが、一方で心配なく休める社会であることが必要(病児・病後児など)子どもの育てられる権利からすれば、せめて北九州ぐらいはその方向で意識改革こそが未来の良い市民の育ちにつながるのではないか。</p>	<p>子育ては保護者が第一義的その責任を有するものですが、子育てをめぐる環境が厳しさを増す中、地域社会の構成員である「地域」「学校」「企業」「行政」が自らの役割を認識し、互いに協力しながら、保護者に寄り添い支援を行う必要があります。特に、企業等事業者においては、働き方の見直しを進めながら、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図ることが重要です。</p> <p>そこで、次期子どもプランにおいては、「施策(5)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」の中で、企業等に対する出前セミナーの実施やアドバイザーの派遣、ワーク・ライフ・バランス推進月間(11月)での各種催しの実施などの取り組みを掲載し、企業等の事業者に対して、育児休業をはじめとした育児関係制度を利用しやすい職場環境づくりを働きかけることや、ワーク・ライフ・バランスを進める企業への支援、市民に対する周知・啓発を進めていきたいと考えています。</p>	2	①
75	<p>働き方の見直しをするとともに、子育て時期に親子の触れ合いが大切なことを親世代に伝えていくこと。そのためには、小・中学校よりそれを見据えた教育を取り入れていく施策をお願いしたい。</p>	<p>企業・働く人・市民・行政とで構成された「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を中心に、長時間労働の抑制等の働き方の見直しなど、仕事と子育て等との両立への理解促進について、幅広い広報啓発や企業等の取組支援を行っています。</p> <p>また、小・中学校の道徳の時間では、例えば、児童生徒が誕生したときの喜びや児童生徒の名前に込めた保護者の思いや願いを書いた手紙を児童生徒に渡すなどし、個別に保護者の思いを伝える取組を行っています。</p>	2	①
<p>施策6 安全・安心なまちづくり (9件)</p>				
76	<p>幼稚園に通う3歳の子どもの母である。小倉駅周辺に住んでいるが、近くに遊ばせる公園がなく困っている。思いっきり遊ばせたいときは、勝山公園まで行っている。すべり台だけある公園も少しあるが、暗く、草も生い茂り、ホームレスの人が寝ていることもあり、行っていない。A1M横にある「あさの汐風公園」はものすごく広いのに、ジョギングの人や夏に噴水で遊ぶくらいでもったいない。「あさの汐風公園」に遊具の設置と、現存の公園の整備をして欲しい。やはり、公園があると人も集まるし、子どもの運動能力やコミュニケーション能力の向上にもつながると思う。</p>	<p>あさの汐風公園は、小倉駅に近い大規模なイベントの実施や災害時の避難地としての空間を確保しています。</p> <p>また、周辺には、既に子育てふれあい交流プラザ内に多種多様な遊具を設置しているので、本公園には遊具を置かず、広々とした空間で遊んでいただこうと考えています。</p>	3	④

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
77	北九州では、保育園、幼稚園、小・中学校等の子どもたちが多く昼間過ごしている設備の危機管理はどうするつもりか。沿岸に近い場所に立地している、これらの建物の津波対策、山の斜面に立地している建物の防災、各建物の耐震対策、避難場所の確保、すべて北九州は安全で問題ないと思っているのか。「施策6 安心・安全なまちづくり」が必要があると思うが、全く記述されていない。	風水害・地震など自然災害への対応は、市民の生命、身体及び財産に関わることであり、市全体を上げて取り組むべき課題です。そこで、北九州市地域防災計画を策定し、その計画では防災対策の基本的な考え方として、想定を超える災害に対する減災の考え方をはじめ、自助、共助、公助の連携、また住民一人ひとりに配慮した防災対策を推進しています。ご意見の幼稚園、保育所、小中学校などの対策としては、災害に関する情報の提供や避難訓練の実施、災害時における情報収集・伝達体制の充実などに取り組んでいます。 各施設における安全対策については、私立幼稚園では学校保健安全法に定める「学校安全計画の策定等」「危険等発生時退所要領の作成等」など、保育所では保育所保育指針に定める「災害の備えと避難訓練」「事故防止マニュアルの整備と事故防止」などの規定に基づき対応しています。市立幼稚園、小・中学校では「学校危機管理マニュアル」を適正に更新するとともに、研修を通して教職員への周知徹底を図っています。児童生徒に対しては、避難訓練や防災教育の実施、避難場所の共有等を図る「災害時連絡カード」の配布などを通して、防災意識の向上や地域、関係者との連携を図っています。 施設の耐震化については、保育所では昭和56年以前に建築された施設について、平成27年度までに耐震診断を終了する予定です。学校施設については、平成27年度までに耐震化を完了する予定です。これらの取り組みを進め、子どもの安全確保に、万全を期すよう努めてまいります。	3	④
78	御嶽山の噴火、地震、水害など最近天災によるニュースが毎日のように報道され、私たちが常に危険と隣り合わせである事を実感させられる。いつ何が起るかわからないこの時代、両親から離れ日中保育園、幼稚園、小・中学校等で過ごす子ども達の安全はどのように守っていくのか、どの様な危機管理をしていくのか。この様な問題もしっかり述べる必要があるのではないか。	次期子どもプランでは、「施策(6) 安心・安全なまちづくり」において、子どもが安全で楽しく過ごせるような環境づくりに取り組むこととしています。その内容としては、子どもの安全・成長に配慮した公園の整備や子どもの館・子育てふれあい交流プラザの運営、地域の自主防犯活動を行う生活安全パトロール対の支援、安全で歩行者等にも優しい道路整備などを挙げています。これらの取り組みにより、安全・安心を実感できるまちづくりを進めていきます。	3	④
79	子どもたちが安全で楽しく過ごせるプランにして欲しい。	身近な公園においては、地域の意見を聞きながら地域ニーズに合った公園づくりを行っています。その中で、乳幼児向けの遊具の設置やボール遊びを禁止する看板の設置などの要望があれば、地域と相談しながら対応することとしたいと考えます。	2	①
80	子育て家庭が利用しやすい公園や遊び場の整備とあるが、公園によっては老人用の器具が備えてあり、子ども用は鉄棒と滑り台のみである。新規事業として成長に配慮した公園整備には、乳幼児の遊具を設置願いたい。公園でのサッカー禁止は明示して欲しい。	「GIS防犯情報」について、分かりやすく教えて欲しい。	2	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
82	子ども110番の家が設置してあるが、子どもたちはいざという時にどのようにして、子ども110番の家を頼ったらよいかわからないと思う。地域ごとにシミュレーションしてみるべきだと思う。	子ども110番の家については、地域防犯の取組みの一つであり、本市では、コンビニやタクシー会社、PTAなどさまざまな団体で取り組んでいただいておりますので、ご意見の内容については、PTA協議会などにお伝えします。	2	④
83	子どもが10歳になるまでは、基本的に誰かが中心となって、子どもを見守ることができる状況を維持するサポートが必要だと思う。	本市では、小学生の放課後の安全な居場所を確保するため、概ね小学校区ごとに放課後児童クラブを設置しており、低学年や留守家庭の子どもに限らず、利用することができます。クラブにおいては、指導員が適切な遊びや生活の指導を通じて、子ども達の健全育成に努めています。 また、地域では、自主防犯活動として、生活安全パトロール隊が巡回活動を行っており、子どもをはじめ地域住民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりに向けた取り組みを進めていきます。	3	①
施策7 幼児期の学校教育や保育の提供（322件）				
84	保育士は国家資格を必要とする専門職にも関わらず、賃金が全職種の平均年収よりも低い。離職率は高く潜在保育士が増えるのは当然と考える。また、同じ内容で公立と私立とでは賃金の格差が大きく、私立の現場保育士は低賃金で責任と肉体労働を強いられる。国では平成29年度に74,000人の保育士不足を見込み、補助金を投入する予定だが、他職種との格差は大きく、57万人いるとされる潜在保育士には期待はできない。	保育士の給料が他業種と比較して低いことは大きな課題である、と認識しています。そこで、平成25年度から常勤保育士で年額約10万円給料を上げる事業を実施しています。また市独自に1歳児の保育士配置基準を「5人に1人」とすることや、臨時職員の交通費補助及び臨時職員の日給、時給の補助単価引き上げも行い、保育士等の処遇改善に取り組んでいます。 新制度においても、3歳児の保育士配置が「20人に1人」から「15人に1人」へと改善され加算措置がなされる予定であり、保育士の負担軽減と保育士確保に効果があるものと考えています。	2	①
85	保育所を増やし、子どものための保育サービス、多様なニーズに応じていく質の高い保育を目指す反面、保育士の処遇は厳しいものがあり、経験豊かな保育士の人材不足やさまざまな負担が大きく限界があると思う。保育士の状況にも目を向けていただき、保育士の負担軽減を強く願う。		2	①
86	限られた保育士の勤務状況でこのような保育対応するには職員の負担・無理が生じる。保育士の負担は増すばかりで、保育士の処遇はとも厳しいものがある。保育士の現状にも目を向けてもらい、保育士の負担軽減を強く望む。		2	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
87	現状でも保育士の確保が出来ないために待機児童の受け入れができない状況がある。保育士の確保が出来るのであれば、今でも待機児童はいなくなるのではないかと思います。	保育士確保については、市としても保育士を目指す学生等を対象とした「保育士就職支援事業」や、潜在保育士を掘り起こす「保育士資格活用研修」等の事業に取り組んでいます。 また、現場で活躍されている保育士の処遇や配置基準の改善にも取り組み、給料アップや負担軽減を図っています。 次期プランの下でもこれらの取り組みを充実するとともに、新たに「(仮称)保育士・保育所支援センター」を開設する等、保育士確保に努め、待機児童解消を目指します。	2	①
88	保育認定により正規雇用の方は最長11時間と延長保育の利用が示されている。この利用時間設定の明示は、むしろ本来より、必要時間を超えて不必要なサービスを受けようとする保護者が生じてこないかと懸念する。そもそも個人が保育所に預ける必要時間帯は、勤務形態がそれぞれ異なるように違ってくる。その必要とされる時間の把握について、サービス提供の名のもとにスルーしていると思えない。平日は朝7時に登園し、延長して午後7時まで12時間預け、仕事が休みの日は、親も疲れ、子どもから離れてリフレッシュしたいと願い、休みの日もいつもと同じように子どもを預ける。この様に保育所を利用されることは、ネグレクトを作りだす温床ではないかとさえ危惧する。	子どもの育ちにとって、親が子どもと接する時間をしっかりと持つこと、家庭で子育てすることは、大変重要であると認識しています。一方で、核家族化の進行や共働き家庭の増加などの社会環境の変化の中で、多様な保育サービスへのニーズが増大しています。 本市としては、いずれも重要だと考えており、両施策のバランスを取りながら効果的に進め、子どもの健やかな育ちを支えていきたいと考えています。 また、保護者に対しては、親子でふれあう時間の大切さなどについて、さまざまな機会を通じてお知らせし、啓発を進めていきます。 なお、普段、保護者と接する機会がある各園においても啓発を進めていきたいと考えています。	2	①
89	標準時間11時間は、朝夕に子どもたちが多くいる現状では安全保育ができない。また、保育士の時間差の勤務が厳しくなる。これが、保護者にとって預けることができるのではなく、権利になれば育児放棄になると思う。基本的に子育ては親だということを忘れてはならない。		2	①
90	働きやすい環境、保育園、幼稚園、こども園と形が違ってきて、より子どもを育てやすく感じられるのか。0～2才の一番大切な時期に、10時間以上も預け働ける環境とは子どもにとってプラスなのか。経済面で働かなくていけない家庭もある。4～5時間働いてあとは子どもを見たいという親もいるはず。しかし、現実には、フルに働かなければ、保育料を引くと手元にはわずか、そんな子育てと仕事のバランスが難しい制度になってきているのではないか。保育士が育てるものなのか。いというな心痛い事件をふり返ってみても、乳幼児期の心の育ちの大切さを感じる。心を通わせる時間がつくれるようどこに力をいれるべきかもっと考えて欲しい。		2	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
91	もうすぐ3歳になる子どもを持つ母親である。認可保育所を希望したが空きがなく、現在、認可外保育施設に子どもを預けている。認可外保育施設にもいろいろあると思うが、優秀な施設はきちんと評価をして、認可し、助成をしていただくよう希望する。	子ども子育て支援新制度の下で、認可保育所や認定こども園への移行を目指す認可外保育施設に対して、整備費や運営費を支援する制度があります。また、新制度では新たに、少人数の子どもを保育する地域型保育事業が創設されます。認可外保育施設が、基準を満たす場合は、認可・認定施設や認可事業者となることができます。 なお、認可保育所には、一時保育という制度があり、市内では69施設が実施しています。 また、区役所や児童館等における「親子ふれあいルーム」では、専任スタッフが常駐し、子育て相談や講座の開催、子育て関連情報の提供などを行っていますので、ご活用ください。	2	①
92	保育所の要件のうち、代替施設等の利用により保育が可能であれば、公費が充てられる託児場所として認め、子育て世帯が必要としているエリアに託児場所を増設してもらいたい。	保育所の要件のうち、代替可能な施設として屋外遊戯場が挙げられます。市の条例で「保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む」位置にあることとされており、小規模保育を含む地域型保育事業であれば設置がしやすいと思われます。 また、地域のニーズを踏まえて策定される「北九州市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域ごとの施設の配置状況や児童数を踏まえ、定員の見直しや施設の適正配置を進めることとしています。	2	①
93	私は障害のある子どもを持つ母親である。子どもは突然パニックになったり、大声を出したりするので、市民センターなどの公共施設を利用するのは困難である。また、転勤で北九州に来ているので、頼れる人が近くにおらず、子どもは未就園ということもあり、毎日自宅で子どもと過ごすことがほとんどである。育児のストレスが溜まり始めたとき、友人から小倉南区の認可外保育施設に行こうと誘われた。内心不安があったが、小倉南区の認可外保育施設のスタッフから優しく声をかけられ、育児の相談も親身になって聞いていただいた。一時預かりもお願いし、短時間ではあるが、リフレッシュもできた施設もスタッフも素晴らしいのに、認可を受けてないので補助金が出ないのか。多くの人が集まる場所へ遊びにいけない家庭もたくさんあるこのような施設は絶対に必要な施設であり、補助金を出して欲しい。	子ども子育て支援新制度の下で、認可保育所や認定こども園への移行を目指す認可外保育施設に対して、整備費や運営費を支援する制度があります。また、認可施設又は、認可事業者が、市から確認を受けた場合は、施設型給付・委託費、地域型給付を受けることができます。 また、市内2箇所の直営保育所に、発達の気になる子どもや育児に不安のある保護者を親子で受け入れ、遊びや体験、相談を通じて継続して支援をする「親子通園クラス」を設置しておりますので、ご利用ください。	2	①
94	転勤族の我々は、いざというときの子どもの預け先がなく非常に困っている。一時保育制度はあるが、何度も「定員が一杯です」と断られた。やっと見つけた保育所では「泣くから迎えに来てください」と電話が入った。他の保育所では「食事を食べないから、今後は預かれません」と言われた。子どもは初めて預けられた場所で親と分かれ一人になれば、『泣く』『食べない』は当たり前である。一時保育制度を公言するのであれば、規定どおり預かって欲しい。その改革を切に望む。	保育所に慣れていない一時保育の子どもは、不安感や緊張感を持っているため、可能な限り専任の保育士が対応するようにし、保護者との情報交換に努めることが大切です。保育所は一時保育事業を通して地域の子育てを支援することとなっています。	2	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
95	<p>私は、大学の保育科で、保母、幼稚園の先生になるための勉強をしている。祖母が認可外の保育園を立ち上げ、頑張っている姿や地域の人から慕われているのを見てきた。少子化のことなどいろんな話をしてくれる祖母から学んだ。しかし、祖母の認可外保育園には北九州市からの援助がなく、自主運営をしているので、私にはこの仕事はしないほうが良いと、祖母は反対している。私たちの夢をつままないで欲しい。保育士になる希望をつままないで欲しい。</p>	<p>認可外保育施設については、健康診断や研修代替の補助等を行い、支援を行っております。また、子ども・子育て支援新制度の下で、認可保育所や認定こども園への移行を目指す認可外保育施設に対して、整備費や運営費を支援する制度があります。</p> <p>保育士を目指して、大学で学んでいらっしゃるのですが、市では保育士を目指す学生の皆さんに対し、円滑に保育所へ就職できるよう「保育士就職支援説明会」を開催しています。</p> <p>保育士はやりがいのある仕事です。このような機会を利用し、是非、保育の道に進んでいただきたいと思います。</p>	2	④
96	<p>認可外保育施設として、設立した19年前から、「子どもは未来、人を育てるという事は、未来を育てる事」という思いで、保育者と親で力を合わせて保育を実践している。プランでは、認可外保育施設が掲載されていない。30園以上の認可外保育施設が北九州市に存在しているのに、存在していないようなものである。せめて福岡市並に認可外保育施設の存在を明らかにして欲しい。</p>	<p>届出対象認可外保育施設一覧は、北九州市のホームページに掲載しています。</p> <p>子ども・子育て支援新制度の下で、認可保育所や認定こども園への移行を目指す認可外保育施設に対して、整備費や運営費を支援する制度があります。また、認可・認定施設又は、認可事業者が、市から確認を受けた場合は、施設型保育給付・委託費、地域型給付を受けることができます。</p> <p>また、認可外保育施設については、子どもと職員の健康診断や研修代替の補助を行っております。</p>	2	①
97	<p>全てのとは言わないが、認可外保育施設にも助成金を出してもらいたい。子どもは皆平等であり、利用者の皆さんも税金を同じように払っている。保育園に入れればいいのだが、入れないお子さんの補助は出すべきではないか。</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の下で、認可保育所や認定こども園への移行を目指す認可外保育施設に対して、整備費や運営費を支援する制度があります。また、認可・認定施設又は認可事業者が、市から確認を受けた場合は、施設型保育給付・委託費、地域型給付を受けることができます。</p> <p>認可外保育施設については、子どもと職員の健康診断にかかる費用の一部補助や、研修代替の補助を行っております。</p>	2	①
98	<p>保育園では、7時登園で、18時まで預ける保護者が多い。特に未満児については、保護者の正確な勤務時間に応じた保育(預かり保育)を徹底したシステムにしなければ子ども達に大変な無理が生じる。</p>	<p>新制度では、保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分が設けられたものです。</p> <p>また、子どもの育ちにとって、親が子どもと接する時間をしっかりと持つこと、家庭で子育てすることは、大変重要であると認識しています。</p> <p>なお、これまで同様、保育の利用にあたっては、保護者の就労状況を証する書類を提出していただくこととしています。</p>	2	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
99	「概要版P8施策7②」について 「子どもの生活リズムに十分配慮しながら」とあるが、通常保育、延長保育、保護者の休日を利用し、さらに休日保育も利用している実態がある中で、本当に子どものためになっているのだろうか。（休日保育を別の園で利用されると連携が取りにくい）	働き方の変化に伴い、休日に保育を希望する保護者がおられるなど、保育ニーズが多様化しています。家庭における子育てと仕事の調和に十分配慮しながら、保護者の多様なニーズに対応した特別保育（休日保育など）を実施する必要があると考えています。また家庭での子育てを支援するため、育児相談や親子遊び、地域交流など保育所等の機能を生かした取り組みを一層充実します。	2	①
100	保護者支援、子育て支援を大いにしていく分には良いと思うが、子どもにとって良い環境であって欲しいと願う。保育士も支援をできるだけしていきたい、細かい部分までしていきたいと思うので、保育士不足と仕事量の多さなど働きやすい職場環境作りを並行して行って欲しい。	保育士確保については、市としても保育士を目指す学生等を対象とした「保育士就職支援事業」や、潜在保育士を掘り起こす「保育士資格活用研修」等の事業に取り組んでいます。また、平成25年度から常勤保育士で年額約10万円給料を上げる事業を実施しています。また市独自に1歳児の保育士配置基準を「5人に1人」とすることや、臨時職員の交通費補助及び臨時職員の日給、時給の補助単価引き上げも行い、保育士等の処遇改善に取り組んでいます。次期プランの下でもこれらの取り組みを充実するとともに、新たに「(仮称)保育士・保育所支援センター」を開設する等、保育士確保に努め、待機児童解消を目指します。	2	①
101	保育園・幼稚園などが家庭から一歩踏み出す場である。子どもを見守る目や、先生方の知識を増やすこと、先生の数を増やすことが必要である。	施設長や保育士等の資質向上のため、北九州市社会福祉研修所において研修を実施していますが、今後、内容の一層の充実を図ります。保育士確保については市としても保育士を目指す学生等を対象とした「保育士就職支援事業」や、潜在保育士を掘り起こす「保育士資格活用研修」等の事業に取り組んでいます。また、現場で活躍されている保育士の処遇や配置基準の改善にも取り組み、給料アップや負担軽減を図っています。今後は、「(仮称)保育士・保育所支援センター」を開設し、保育士確保に努め、待機児童解消を目指します。	2	①
102	保育士確保に悩んでいる施設であるが、3月までに園児数にあった保育士を確保するが、4月は0才児が1～2名で、保育士5名が自宅待機となる。その保育士は、生活ができないので他の企業に流れていく。保育士の安定雇用をしない限り、待機児童解消はできないと思う。	本市では、年度当初に児童数が減少した際、保育所が保育士配置基準を超えて正規保育士を雇用し続ける場合に、その雇用費を一定期間、半額補助する「入所児童欠員対策補助」という制度があります。	2	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
103	<p>保護者が全て園任せで、長時間保育などにより子どもに負担がかかるのではないかと。また、2・3号の認定を受けることで、保護者の就労状況に関わりなく保育園を利用できるので、働く保護者から見ればすごくいいかもしれないが、週2～3日パートで働いている保護者など中にはいるので、預けっぱなしの保護者も増えると思う。保育士の仕事も増え、過酷化し、保育士不足の原因になるのではないかと。</p>	<p>新制度においても、これまで同様、保育所での保育を利用しようとする場合には、就労等の保育を必要とする事由に該当しなければなりません。</p> <p>その上で、就労状況等により、「保育の必要性」が認定され、子どもは「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。「保育標準時間」だと最大で11時間預けることが可能となりますが、原則的な保育時間は8時間であり、保育所の負担増にならないよう、現行と変わらないことを周知することとしています。</p> <p>新制度においても、3歳児の保育士配置が「20人に1人」から「15人に1人」へと改善され加算措置がなされる予定であり、保育士の負担軽減と保育士確保に効果があるものと考えています。</p>	2	①
104	<p>保育時間が8時間であったものが、11時間ともなれば、親子の時間がさらに少なくなり、親子関係も希薄なもの隣、将来が不安になる。保育士の働く時間が1日8時間、週40時間が労基法に定められているが、11時間労働になれば、週66時間となり、この差である26時間はどのように解決していけばいいのだろうか。若者が保育士を目指してくれるだろうか。</p>	<p>新制度では、保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分が設けられました。</p> <p>また、原則的な保育時間については、これまでどおり8時間とされています。</p> <p>なお、保育短時間の時間設定や、保育士の勤務シフトは、各運営主体で決めていただくことであり、特に保育士の労働時間については、労働基準法の範囲で、工夫を凝らして取り組んでいただきたいと思います。</p>	2	①
105	<p>今でさえ、1日8時間以上、園にいることがあるのに、1日11時間ともなると、早出・遅出・中出などのローテーションが必要になってしまうことや、保育士の健康にも害が出てくると思う。毎日笑顔で子どもと向き合うことができなくなり、子どもたちの中にも今よりもっと愛情不足の子が出てくると思う。そして、親も子どもを育てる喜びや楽しさを感じるようになってしまっているのではないかと。</p>	<p>新制度では、保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分が設けられたものです。</p> <p>また、子どもの育ちにとって、親が子どもと接する時間をしっかりと持つこと、家庭で子育てすることは、大変重要であると認識しています。一方で、核家族化の進行や共働き家庭の増加などの社会環境の変化の中で、多様な保育サービスへのニーズが増大しています。</p> <p>本市としては、いずれも重要だと考えており、両施策のバランスを取りながら効果的に進め、子どもの健やかな育ちを支えていきたいと考えています。</p> <p>保護者に対しては、親子でふれあう時間の大切さなどについて、さまざまな機会を通じてお知らせし、啓発を進めていきます。</p> <p>なお、普段、保護者と接する機会がある各園においても啓発を進めていただきたいと思います。</p>	4	③

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
106	<p>保育所での障害のある子どもの受入れについては、軽度だと保育に参加して子どもにとっても良いが、重度となると子どもがかわいそうになる。一般の子どもとの生活に無理があり、子どもが疲れると思う。</p>	<p>本市では、保護者の就労支援等を目的に、平成22年度より重度障害児の受入を行っております。受入の前には、保護者からの聞き取り、専門機関と連携しての児童の観察等を行ったうえで、受入が可能かどうかの判断をするために、療育機関担当者、主治医、区役所の担当者、保育課の担当者等で、入所検討会議を実施して慎重に入所に向けて手続きを行っております。</p> <p>入所後も年度末に、保護者、保育所(園)長、区役所、保育課で4者で、保育の状況、児童の健康状態等について協議を行っております。</p> <p>また、今後も、重度障害児担当者会議、施設実習、施設見学等を実施し、重度障害児への対応できる体制づくりにも取り組んでまいります。</p>	2	①
107	<p>障害児を保育園で預かりみているが、専門職ではないので受け入れが難しいこともある。障害児には専門の先生、担当保育士等と関わり過ぎずことで、その子にとってもいいと思うので、受け入れる施設を増やすといいと思う。</p>	<p>本市では、障害のある子どもの成長を支え、また保護者の子育てを支援するため、幼稚園、保育所等における障害児保育の充実に取り組んでおります。今後とも、子どもの発達に応じた適切な支援を行えるよう専門機関との連携の強化に努めてまいります。また、障害のある子どもの対応について、引き続き専門研修等も行っていきます。</p>	2	①
108	<p>障害児の受入れも、現状の保育士の人数では、とても厳しいものがあると理解しているのか。</p>	<p>障害児の受入や保育士確保の状況については、認識しております。</p> <p>障害児の受入については、各保育所で受入れた子どもの発達に応じた適切な支援を行えるよう専門機関との連携の強化に努めてまいります。また、障害のある子どもの対応について、今後も専門研修等行っていきます。</p> <p>保育士確保については、市としても保育士を目指す学生等を対象とした「保育士就職支援事業」や、潜在保育士を掘り起こす「保育士資格活用研修」等の事業に取り組んでいます。</p> <p>また、現場で活躍されている保育士の処遇や配置基準の改善にも取り組み、給料アップや負担軽減を図っています。</p> <p>次期プランの下でもこれらの取り組みを充実するとともに、新たに「(仮称)保育士・保育所支援センター」を開設する等、保育士確保に努め、待機児童解消を目指します。</p>	2	①
109	<p>一時保育、特定保育の子どもで療育に繋がなければならない子どもについての対応をどのように進めていけばいいのか。特定保育の子どもが2人も療育に繋げる事が望ましい場合、どのような対応がとれるのか。</p>	<p>市内には、0歳から就学前までの子育ての悩みや不安に対して、各区役所保健福祉課の子ども・家庭相談コーナー、健康相談コーナー、北九州市総合療育センター、子ども総合センターなど、様々な相談・支援機関がありますので、ご案内ください。</p> <p>また、市内2箇所の直営保育所に、発達の気になる子どもや育児に不安のある保護者を親子で受け入れ、遊びや体験、相談を通じて継続して支援をする「親子通園クラス」を設置しておりますので、ご案内ください。</p>	2	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
110	保育士は、子どもたちの育ちに関わらせていただき、頑張っている。保育士の存在をもっと認めて欲しい。	保育所は子どもが安心して過ごせる最もふさわしい生活の場であり、保護者支援等においても重要な役割を担っています。子育て支援をするための取り組みや保育士の処遇改善については、保育関係者の皆様の協力を得ながら進めたいと思っています。	2	①
111	女性が社会において、必要な人材として責務の担うためにも、子どもの保育・養育する機能は大切である。しかし現状では、保育士の不足も大きなマイナスとなっている。保育士の役割を理解した評価がなければ、新しい人材の育成は難しい。これらを十分の考慮し、過去の待機児童を踏まえたプランが必要だと思う。	保育士確保については、市としても保育士を目指す学生等を対象とした「保育士就職支援事業」や、潜在保育士を掘り起こす「保育士資格活用研修」等の事業に取り組んでいます。 また、保育所は子どもが安心して過ごせる最もふさわしい生活の場であり、保育士はやりがいのある仕事です。子どもの最善の利益を考慮した子育て支援をするための取り組みや保育士の処遇改善の施策が、新たな人材育成につながります。保育関係者の皆様の協力を得ながら進めたいと思っています。	2	①
112	保育所、認定こども園の場合、保護者の就労等がフルタイムかパートタイム就労かによって最大利用時間が異なるようであるが、頻繁に職場が変わる人(派遣社員など)については、時間認定について若干の猶予(何ヶ月等)はあるのか。もし、無いのだとしたら、利用時間が頻繁に変わるとなると、子どもの受け入れ側(保育所等)も落ち着かずカリキュラムが立てにくい。利用時間によってクラスを分けなければいけないのではとも思う。そういう対応が果たして可能なのか。	保護者の就労状況に変化があった場合、これまでどおり、その都度、届出をしていただくこととなりますが、変化の状況によっては、支給認定(「保育標準時間」と「保育短時間」の区分)も変更になる場合があります。 なお、月途中で「保育標準時間」と「保育短時間」の変更に該当する就労状況の変更があった場合、その翌月からの適用となる予定です。	2	④
113	保育時間を11時間と8時間に分ける必要性があるのか、疑問に思う。 保育時間を11時間、8時間に設定するのであれば、時間指定を園側(市側)がしておかなければ、收拾がつかなくなる。11時間であれば7時から18時まで、8時間であれば9時から17時と決めるべきだと思う。	新制度では、保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分が設けられたものです。 なお、保育短時間認定の子ども利用時間については、施設ごとに一律の時間帯を設定していただくこととなります。	2	①
114	8時間、11時間の保育は、タイムカードで時間を計るのか、1分でも過ぎると延長料金が発生するのか。9時から17時までが8時間だが、9時から仕事の方が多く、ほとんどの親が延長料金を払わなければならないと思う。	延長保育の料金については、保育短時間と保育標準時間の区分も踏まえたうえで、今後検討してまいります。	2	④

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
115	保育中であっても、時間になったらそこで打ち切りとなる。行事に向けての取り組みを行っている場合は特にその可能性が高くなる。	新制度では、保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分が設けられました。 また、原則的な保育時間については、これまでどおり8時間とされています。 なお、保育短時間の時間設定は、各運営主体で決めていただくことですが、行事に向けての練習等は、時間設定に工夫を凝らして取り組んでいただきたいと思います。	2	①
116	弁当の子ども、給食の子どもと一緒に食事をするのか。	認定こども園においては、保育認定(2号・3号認定)の子どもについては食事の提供を行うことが必要ですが、教育標準時間認定(1号認定)の子どもについては任意となっています。 従って、認定こども園によっては、弁当持参の子どもと給食の子どもが、一緒に食事をすることもありえます。	2	①
117	安心して子どもを産み育てることができるように、病児保育施設の充実・規模の拡大、病児保育施設の受入人数の拡大をお願いしたい。	共働き世帯が増加する中、仕事の都合などにより自宅での保育が困難な病氣中・病氣回復期の児童を預かる「病児・病後児保育」に対する保護者ニーズは高く、現在、市内10箇所事業を実施しています。 今年度中に小倉南区でさらに1箇所を予定しています。 来年度以降についても、実際の利用状況や保護者ニーズを踏まえながら、新規開設を検討します。 加えて、企業等の事業者に対して、仕事と子育て等との両立への理解促進や働きやすい職場環境づくりを働きかけます。 詳しくはホームページや「病児・病後児保育のてびき」などでご確認のうえ、どうぞご利用ください。	3	①
118	病児・病後児保育の充実はどうか。病氣のときこそ、心身ともに親を必要とする。子どもの看病よりも、親のニーズを優先し、子どもが健やかに育つのか。休日保育は民間保育所がしている。市立の施設では対応が難しいのか。	仕事の都合などにより自宅での保育が困難な病氣中・病氣回復期の児童を預かる「病児・病後児保育」は、現在、市内10箇所事業を実施しています。 子どもの育ちにとって、親が子どもと接する時間をしっかり持つこと、家庭で子育てすることは、大変重要であると認識しています。一方で、核家族化や共働きの増加など社会環境の変化の中、子どもが病氣であっても、どうしてもあずけなければならない保護者の方もおり、多様な保育サービスの実施へのニーズが増加しています。 本市としては、いずれの取り組みも重要だと考えており、両施策を効果的に進め、保護者に対しては、親子でふれあう時間の大切さなどについて、さまざまな機会を通じてお知らせし、啓発を進めていきます。 休日保育については、現在7か所で実施していますが、現状維持の予定です。なお、市立の施設では、八幡東さくら保育所で実施しています。	2	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
119	病児・病後児保育を保育所ですることは可能だろうか。職員確保もあるし、子どもの病気が悪化することもある。病気の時は子どもも不安になる。親のニーズを優先するのではなく、子どもの視点の考えが必要なのではないか。	共働き世帯が増加する中、仕事の都合などにより自宅での保育が困難な病氣中・病氣回復期の児童を預かる「病児・病後児保育」は高い保護者ニーズがあります。なお、本市の病児・病後児保育は、緊急時に迅速に対応するため、医療機関併設型としており、保育所への併設はありません。	2	①
120	病児に対する対応が、預かってくれるところが増えるのはありがたい気持ちもあるが、それよりも病気の子どもの母親がみられる環境にして欲しい。	保護者が子育てに向き合えるよう、長時間労働の抑制や年休の取得促進等の働き方の見直しを企業等事業者に働きかけていきます。	2	①
121	延長保育は、母子家庭A、B階層も有料にすべきと思う。書類上の母子家庭があり、厳しくチェックする必要がある。	延長保育は、利用申込み時に勤務証明書を提出いただく等、利用可能かどうかを所長（園長）が判断することとなっています。また保護者負担額は世帯の収入により決定されることとなっています。	3	①
122	台風などで幼稚園、小・中・高校が休みの時、保育所だけが開いていて、子どもも職員も危険ではないかと思う。こんな安全面の問題を考えて欲しい。	保育所は児童福祉法(昭和22年法律第164号)をはじめとする法令に基づく児童福祉施設です。保護者の就労、疾病、介護等、保育に欠ける子どもを保育することを目的とされており、台風時などであっても、就労その他の理由で、家庭で子どもを保育することができない方がいることから、保育所を開所しておく必要があると考えています。 なお、児童の安全については、最優先に対応する必要があることから、これまでも各施設に対し、最新の気象情報の把握、暴風で飛ばされそうなものを屋外に置かないこと、保護者への連絡体制を確認し、必要に応じ、早めのお迎え協力依頼をすること、掲示物を利用した保護者への周知徹底、などをお願いしているところです。	3	③
123	保護者も勤めているのであれば、保育士も同じである現状は大変厳しい中で、日々子どもたちを預かり、親の代わりに愛情を込めて日々がんばっている。働く意味では保護者となら変わらないと思う。今子どもたちに必要なことを、現場で働く人達の声をよく聞いて欲しい。保護者の立場だけでなく、保育現場を知り、理解が必要だと思う。	保育課職員は、保育現場を知るため、日ごろから現場の様々な意見を聞きながら仕事をするよう心がけています。また、保育現場以外でも協議する場を設定し、積極的な情報交換を行っています。	2	④
124	来年度から、保護者（園児）の受け入れ条件に、勤務時間が2時間から可能とのことであるが、その条件では親子両方に良くないと思う。せめて現状の4時間以上にして欲しい。	保育の利用についての現行の要件は、就労月60時間ですが、この時間数については、現状維持の予定です。 なお、支給認定は月の就労時間で判断するため、月のうち、ある1日が2時間の就労であっても、月60時間以上の就労であれば、認定を受けることができます。	2	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
125	入所条件の見直しをして欲しい。本当に必要としている子どもが入れない状況ではないか。	入所条件については、保護者が家庭で子どもを保育することができない事由(就労や疾病など)を、内閣府令で定めたものです。 また、利用調整については、これまでの選考基準を細分化し、より実態が反映されるような基準に改正する予定です。	3	①
126	学校教育法に基づく教育と保育における教育について、定義を基本的にどのようにとらえているのか示して欲しい。	学校教育法に基づく教育とは、学校教育法第25条に規定する「幼稚園教育要領」に基づく教育と認識しています。 また、保育における教育とは、厚生労働省告示第141号に規定する「児童福祉施設最低基準」第35条に基づき「保育所保育指針」に保育の内容として「養護」とともに定められた「教育」と認識しております。	2	①
127	幼稚園と保育所とでは、それぞれの機能や目的、子どもの発達段階に合わせた保育や環境に大きな違いがあるが、教育・保育要領でまとめてしまうと、基本理念の中にある「全ての子どもが健やかに成長し」という狙いは具体性に欠けると思う。	幼稚園においては、「幼稚園教育要領」、保育所においては、「保育所保育指針」に基づき、それぞれ学校教育及び保育を実施しています。 認定こども園においては、幼保連携型認定こども園は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、その他の認定こども園は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき教育・保育を実施することとされています。 市としては、幼稚園、保育所、認定こども園が、各要領、指針に定める目標等を確実に達成できるよう必要な支援等に努めてまいります。	2	①
128	連携、充実、向上と前向きな言葉がたくさん出て来ているが、保育園での保育の現状を把握していない、できていない点が伺える。保護者の支援はあっても、保育士の保護が見えない。私たちは朝7時から夕方19時まで時差出勤をしている状態で、ほとんどの子どもが朝早くから夕方遅くまで保育園で生活するとなると、人数が多すぎて、とうてい質の高い保育はできない。質の向上どころか、子どもたちの生活すらおろそかになってしまう。	保育所は子ども達だけでなく、保護者支援、地域の子育て支援など、子育てに重要な役割を担っています。質の高い保育を実施するには、保護者も保育士も、そして何より子どもが心地よく過ごせることが大切です。今後も子どもが安心できる保育所保育の実践のため、努力してまいりたいと思います。	2	①
129	保護者にとって、何が大切で、子どもに良いのかと思った。保育標準時間が11時間ということで、朝早くから夕方までとなると、保育士が時差で出勤しているので、保育の質が充実されないように思う。子ども一人一人の育ちを大切に關わっていく保育が出来なくなるような不安がある。「保育は北九州から」と頑張ってきたのにと悔しい思いである。	新制度では、保護者の就労状況により、「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに認定されることとなりますが、開所時間はこれまでと変わりません。 子どもの育ちにとって、親が子どもと接する時間をしっかり持つこと、家庭で子育てすることは、大変重要であると認識しています。一方で、核家族化や共働きの増加など社会環境の変化の中で、多様な保育サービスの実施へのニーズが増加しています。 本市としては、いずれの取り組みも重要だと考えており、両施策を効果的に進め、保護者に対しては、親子でふれあう時間の大切さなどについて、さまざまな機会を通じてお知らせし、啓発を進めていきます。 また、保育の質の低下をきたさないよう、保育士の処遇改善や配置基準の改善にも取り組んでいます。	2	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
130	幼稚園の預かり保育と保育所の延長保育は、保護者の立場からすると預かってもらえるという共通部分はあるにしても、内容でみると根本的には異なる部分は大きいと思われる。そのため、制度の内容や補助金の支給についてよく吟味する必要があると思う。	私立幼稚園における預かり保育は、幼稚園教育要領に基づき実施しており、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動として行っているものです。 また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めることとされています。 子ども・子育て支援新制度において実施する「地域子ども・子育て支援事業」における「一時預かり事業（幼稚園型）（仮称）」においては、配置する職員は、幼稚園教諭または保育士とし、子どもの年齢に応じた配置基準及び面積基準も設定する予定としています。 なお、私立幼稚園が行う預かり保育については、福岡県からの私学助成（特別補助）か、北九州市が平成27年4月から実施する「一時預かり事業」かのいずれかを選択することができることとされています。 なお、市が実施する一時預かり事業については、国の基準を踏まえ、補助制度全般の検討を行う予定としています。	2	①
131	園の利用料の設定が自由になればなるほど、親の経済事情がそのまま子ども世代に反映し、経済格差が固定化しかねないという心配もある。	子ども・子育て支援新制度における保育料については、世帯の所得の状況等を勘案して、国が定める水準を限度として市が設定することとなっています。	2	①
132	9:00～17:00までの8時間保育では、9:00からの仕事が多い中、通勤時間が延長保育となるのではないかと。収入が多い方はお金を払えばいいと思っているかも知れないが、母子家庭などは、もしお金が発生するとしたら、困るのではないかと思う。	保育料については、今後定めていくこととなりますが、収入等に応じた保育料となること、国の基準で定められています。延長保育の料金については、保育短時間と保育標準時間の区分も踏まえ、今後検討してまいります。	2	④
133	本市の幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充は本当に可能なのだろうか。また、質の向上を進めるとあるが、保育士の確保、育成は的確に行えるのか。	子ども・子育て支援事業計画では、幼稚園、保育所に加えて、認定こども園の普及を図るとともに、小規模保育等の地域型保育を推進し、教育・保育の場を確保していきたいと考えています。 また、保育士の確保に向けて、資格取得見込の学生等を対象とした就職支援説明会や、潜在保育士の掘り起こしを狙った保育士資格活用研修等を実施するとともに、北九州市社会福祉研修所での研修内容の一層の充実を図り、保育士の育成に努めてまいります。	2	①
134	「概要版 P8、施策7①保育の量の確保と教育・保育の質の向上」について 年間を通じた待機児童の解消を図るとあるが、ただ待機児童をゼロにしたいために無理に「一園に対して子どもの人数を増やす」「新しい園を作る」というのは、やめてもらいたい。つめこみ、押し込み保育になってしまう。逆に子どもや保育士が負担になるだけ。	既存の保育所については、保育室の面積基準や保育士の配置基準を遵守した定員の見直しを行います。また、既存の保育所の定員増だけでは提供体制の確保が図れない区域については、保育所の新設等により保育の量の確保を図ってまいります。	2	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
135	上の子どもが通っている保育所に下の子どもも入れたかったが、定員がいっぱいで入れず、非常に遠方の保育所を紹介された。しかし、2人の送迎時間と勤務時間が合わず、仕事を辞めざるを得なかった。待機児童が多く保育所の機能を果たせていないのではないか。	年間を通じた待機児童の解消に向けて、「子ども・子育て支援事業計画」を定め、更なる施設や事業の整備を進めてまいります。 また、新制度では、兄弟姉妹児の入所について、優先度を更に上げることも検討してまいります。	2	④
136	保育所があるから働くことができることは分かるが、働いていない母親や保育料を納められない家庭などはやめてもらい、待っている児童(どうしても働かなくてはいけない)などを入所させたほうが良いのではないか。	仮に保護者が保育料を滞納していたとしても、当該児童を強制的に退所させることはできません。なお、支払能力がありながら滞納を続けている保護者については、差し押さえなどの滞納処分を出来ることになっています。 また、保育の利用にあたっては、保護者の就労状況を証する書類を提出していただくこととしています。	2	③
137	認定こども園に対する基準が、現在ある基準を満たさなくても運営できるのか。もし、そうであれば、保育の質がどんどん低下していくのではないか。	幼保連携型認定こども園は、幼稚園または保育所の高い水準を引き継ぐこととされ、国基準を踏まえながら、市の独自基準を設定し、本年9月議会において条例を制定しています。(平成27年4月1日施行予定) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、福岡県からの権限移譲を受け、国基準を踏まえながら、市の独自基準を設定し、本年12月議会にて条例を制定する予定です。(平成27年4月1日施行予定) いずれの認定こども園についても、国の基準を踏まえながら、市の独自基準を設定することとしており、教育・保育の質の確保を図ることとしています。	2	①
138	平成29年度には、待機児童の解消が示されているが、認定こども園に入園にあたり、1号希望者が増え、2号希望者が入園できなくなるという事態は起きないのか。	認定こども園の利用定員は、1号と2号を区分して設定する必要があります。 設定にあたっては、施設からの申請に基づき、実績や今後の見込みなどを踏まえて行ってまいります。	2	①
139	「全ての子どもと家庭を支える視点」とあるが、認定こども園の普及により、保育園に入れない3歳未満児の待機児童を減らす内容となっているが、就労に関係なく利用できる」とすると、利用する保護者が増え就労のために利用したい家庭が、待機となる可能性はないのか。	認定こども園において、保護者の就労等の状況にかかわらず利用できるのは、満3歳以上の子どもとなっており、満3歳未満の子どもについては、就労等により保育が必要な子どもとなっています。 認定こども園への移行については、幼稚園、保育所等の事業者の意向を踏まえて検討することとしており、市としては、待機児童解消に向け、さまざまな方法により取り組んでいくこととしています。	2	①
140	「概要版 P8、2(7)②幼稚園、保育所等における障害児保育の充実」について 【主な事業】で、「保育所での」としか書いてないが、何か意味があるのか。	概要版のため、2事業のみの掲載となっておりますが、他にも「幼児教育の振興(特別支援教育推進事業分)」「幼稚園・保育所等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化」などの事業を行い、障害児保育の充実に努めます。	2	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
141	「概要版 P13、4(14)②保育所等での障害のある子どもの受け入れや保育内容の充実と、小学校等入学時の情報伝達の強化」について 保育所等としか書かれてないが何か意味があるのか。	保育所等については、保育所、幼稚園、認定こども園や家庭的保育事業者等(小規模保育事業、家庭的保育事業など)を示しています。	2	①
142	新たに認定こども園ができ、希望する園に直接利用申し込みをすることになると、「手がかかる子ども」とみなされた場合、希望する園に入れない子どもが出てきたり、不利となったり、また人気の園では申し込みが多くなったり、どちらにしても園が子どもを選ぶ形になるので、おかしいと思う。	認定こども園については、子ども・子育て支援新制度実施後も、保護者が希望する施設に直接利用を申し込み、契約に基づき利用を開始することとなっています。(保育認定の子どもは市の利用調整後に契約) 新制度においては、契約に先立って、認定こども園は、保護者に対して、必要な情報を事前に説明し、同意を得ることとされています。 そのうえで、認定こども園は、保護者から正式な申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないとされています。 市としては、認定こども園における必要な情報を広く公表するなど、保護者が適切に施設を選択できるよう努めてまいります。	2	①
143	「概要版 P15、教育・保育の量の見込みと確保の方策」について 子ども・子育ての状況や保育需要の動向を見据えながら、多様な保育施設や事業が増えていくことが考えられる。その中で、我が民営保育所が安定した運営と経営をどのように図ったらよいかプランの中で具体的に示してほしい。	民間保育所の運営と経営について、プランの中で具体的に示すことは考えておりませんが、プランの次期計画案では、「多様なニーズに応えながら、子どもの健やかな成長を支える質の高い幼児期の学校教育・保育の提供」を施策の方向性として示しています。	2	③
144	「概要版P18 認定こども園の普及」について 目標設置数が27施設となっているが、今ある保育施設はそのままで、小学校、幼稚園の空き教室を利用するなどの対応を取ることはできないのか。目標設置数にとらわれすぎないでほしい。	認定こども園の目標設置数は、現段階での事業者の意向調査等に基づき設定しています。 市としては、幼稚園・保育所等の事業者の意向を十分踏まえ、移行を希望する幼稚園・保育所等に対して円滑に移行することができるよう支援したいと考えています。 また、空き教室を利用した小規模保育事業への支援などを実施します。	2	①
145	保育施設で保育標準時間を保護者が利用するとなった場合、今まで親子参加で午前中に終わっていた親子遠足や運動会、お遊戯発表会の後も利用時間まで子どもを預からないといけなくなるのか。	これまでと同様の運用になるものと考えています。	2	①
146	時間が延びると料金が加算されるので、保護者とコミュニケーション(その日の子どもの様子を伝えたり、相談に乗ったりなど)の時間がとれなくなる。親育ち、保護者支援の妨げになるのではないのか。	新制度においても、これまで同様、原則的な保育時間は8時間で変わりません。したがって、保護者とのコミュニケーションの時間がとれなくなり、親育ち、保護者支援の妨げになるとは考えていません。	2	①
147	利用時間による職員配置はどうなるのか。それによる子どもの安全の確保の保障はできるのか。	職員配置については、法令に則り、子どもの安全確保にも支障がないように、各運営主体において実施していただきます。	2	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
148	少子化が進んでいる中、保育所等の待機児童がどうなっているのか知りたい。	本市においては、平成23年度以降、年度当初の保育所待機児童は0人となっていますが、年度中途には待機児童が発生し、本年3月には318人となっています。また、待機児童を含めた未入所児童も、本年3月には1,230人となり、いずれの数値も過去最多で、待機児童数については前年同月と比較して、100人以上増えている状況です。	2	④
149	育休をとっているのに、子どもを預けに来ている保護者がいるのはよくないと思う。厳しいかと思うが、育休中は保育園を退園させる地域もあるので、統一して欲しい。待機児童もたくさんいる地域もあるのできちんとして欲しい。	本市では、保護者が育児休業することとなった場合に、休業開始前既に保育所に入所していた児童については、次年度に小学校への就学を控えているなど入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合や、当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合には、児童福祉の観点から継続入所することができる取扱いとしています。	2	③
150	仕事に就いていない保護者が保育所を利用することがある。仕事に就いている保護者が待機しているのはおかしいと思う。	児童の入所時には就労していた保護者が、その後離職するケースはあります。そのため、本市では、年1回要件確認を行っているところです。	2	④
151	幼保一本立、認定こども園の政策がよく理解できない。	幼保連携型認定こども園は、新制度においては学校かつ児童福祉施設として位置付けられ、幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐこととされています。 幼保連携型認定こども園を含めた認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等に関わりなく、子どもを柔軟に預かることができる施設であり、教育・保育施設の利用状況や利用者の希望とともに、幼稚園、保育所等事業者の意向などを踏まえ、認定こども園への移行支援・普及に努めたいと考えています。	2	①
152	気になる子どもの増加に伴い、区役所での申し込みの際の面接とチェックの強化をお願いしたい。保護者の希望を優先すると保育現場が混乱する。入所後にその子に応じて、「わいわい相談」や「療育センター」を薦めても拒否され、適切な支援ができない。	保育所入所申込の際は、母子健康手帳の健診結果の確認や保護者への聞き取りにより、児童の健康や発達の状況の確認を行っています。加えて、児童の状況に応じて、児童相談所での判定や医療、療育機関での受診の案内をしています。すでに、専門機関との関わりのある場合は、これまでの経過や手帳等の確認を行い、状況の把握に努めております。 また、乳幼児期は、障害受容に至るまでの保護者の不安や悩みが大きいとため、それを支える相談・支援体制づくりも必要だと考えております。	2	①
153	質の高い幼児期の学校教育や保育の提供とあるが、質の高い学校教育とはどんな教育なのか。具体的に示して欲しい。	「幼稚園教育要領」に基づく教育の実践を基本とし、学校評価等により、質の向上を図ることを想定しています。	2	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
154	「子育て支援コーディネーター事業」について、知らない人が多いのでは。知らせる方法は。	子育て支援サロン“びあちえーれ”は、保育士や看護師等のコーディネーターを配置し、年に10回開催の育児講座の案内等、市政だよりやホームページに掲載しています。また、子育て電話相談や面接相談なども実施しており、各区役所や市民センター等に案内リーフレットを配置しています。	2	①
155	保育所の一時保育の利用は午前9時からとなっているが、パート就労などでは遅いと思う。官公庁、医療機関は9時にはもう開いている。午前8時代から利用できるようにして欲しい。	一時保育は、保護者等のパート就労などにより家庭における保育が断続的に困難となる児童を保育するものであり、平成2年から始めました。保育時間は原則として、午前9時から午後5時までとなっております。この時間は実施要綱に明記されており、今のところ改定する予定はありません。	3	③
156	直営保育所について、特別な支援を要する子どもの家庭の支援を行う機能の強化とあるが、保育についても、様々な実践を行い、見本となるようお願いしたい。	現在、直営保育所においては、統合保育の可能な重度の障害のある子どもの受け入れや、発達に気になる子どもと保護者の支援を行う「親子通園事業」などに取り組んでいます。次期プランにおいても、引き続き、これらの取組を進め、特別な支援を要する子どもや家庭の支援を行うなどの機能強化を図ります。	3	④
157	幼児期の保育を大切にしたいのに、教育を主としている。また、保育と教育を一緒に考えてよいのかと不安に思う。	幼児期は、知的・感情的な面でも、また人間関係の面でも日々急速に成長する極めて重要な時期です。この時期に子どもの育ちを支える主な施設としては、認定こども園、幼稚園、保育所などがあります。これらの施設では、それぞれの役割や機能を踏まえ、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」などに基づき、『基本的な生活習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと』『人に対する愛情や信頼感を育て、自主、協調の態度を養うこと』『言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養うこと』などに取り組んでいます。子育て家庭は、家庭の状況やその考えに基づき、利用する施設を選択しています。子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育や保育の質の向上や量の拡大を図ることで、子育て家庭の考えに基づき、これらの施設等を利用できるようにするもので、ご意見の「教育を主とする」「保育と教育を一緒に考える」とは異なるものだと考えています。	2	①
158	加配保育士の配置・保育士定数などを見直し、子どもへもっと手厚い保育ができるようにしてほしい。	1歳児の「5:1加配」や、障害児や食物アレルギーを有する児童がいる保育所に対しての加配、代替職員の雇用補助や産休代替雇用補助などの制度は、国の基準を上回る市独自のものです。新制度においても、3歳児の保育士配置が「20人に1人」から「15人に1人」へと改善され加算措置がなされる予定であり、保育士の負担軽減と保育士確保に効果があるものと考えています。	2	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
159	「保育士・保育所支援センターの開設・運営」とあるが、何をするとするところなのか。どのように運営されるのか。どのような事を支援されるのか、機能はどのようなものか具体的に知りたい。	（仮称）保育士・保育所支援センターでは、保育所への就職を希望する求職者（保育士）と雇用者（保育所）双方のニーズを調整して、保育士の人材確保を図ります。 また、すでに保育所で働いている保育士からのさまざまな相談を受けることで離職防止につなげることも期待されています。	2	①
160	保・小の円滑な接続を図るという部分で、学校側との意識の違いがあるように思う、書類（保育要録）一つで子どもひとりひとりのことが、伝わるとは思っていないが、学校側は知りたい部分だけを保育士に質問して満足しているように感じる。就学直前に連絡会を行うだけでなく、定期的に交流するなど、連携の場について考えていく必要があるのではないか。	保育所、幼稚園等の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図ることは重要であると考えています。 本市では、保幼小の各施設に連携担当者を位置付け、昨年度より市内の全施設に名簿を配付しています。また、毎年8月に行う保幼小連携研修会の中で地区ごとに交流の場をもち情報交換をしています。今後とも、引き続き保幼小連携推進連絡協議会を開催するとともに、連携担当者名簿や保幼小連携の啓発パンフレット「つながる」を活用していきます。 また、連携の意義を啓発するとともに、それぞれの施設の実情や意識などについて相互理解が深まるよう、各保育所、幼稚園、小学校の管理職及び連携担当者を対象とした「保幼小連携研修会」を実施するなど、市内全施設に対して連携の必要性の周知等を行うよう引き続き努めてまいります。 加えて、職員の異動で連携体制が変わることのないように学校の教育課程に位置付けて取り組んでまいります。 今後も、保育所・幼稚園での就学前教育から小学校教育への子どもの発達や学びの連続性を保障するため、保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録の送付、就学前の連絡会の実施を通して、引き続き就学先との情報の共有・伝達に努めます。	3	①
161	8時間・11時間保育とあるが、何時から何時まで（例：9時～17時）という固定の時間はあるのか。固定した場合、8時や9時30分から預けたいという家庭はどうするのか。固定にせず、8時間たっても迎えが来ない場合、各々どう時間を把握するのか。	保育短時間認定の子どもの利用時間については、施設ごとに一律の時間帯を設定していただくこととなります。この場合、その時間帯以外の利用については、延長保育の取扱いとなります。また、利用時間の確認は、核施設において実施していただくこととなります。 新制度では、保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分が設けられたものです。	2	①
162	保育所利用において、最大11時間または8時間利用というのは、どのような基準で分けられているのか。8時間利用の場合、11時～19時の利用などとなると、子どもの生活リズムも整わず、友だち関係も築きにくいと思う。	「保育標準時間」と「保育短時間」の区分は、1か月の就労時間が120時間程度以上の方を保育標準時間認定と想定しています。 また、保育短時間（8時間）認定の子どもの利用時間については、施設ごとに、例えば、9時～17時といった、一律の時間帯を設定していただくこととなります。	2	④

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
163	パートであっても、会社によっては早出や残業をしないといけない日もあるのではないかと。仕事で最大8時間利用を超えてしまてはいけないのか。その場合は保育料が上乗せになるのか。	月の就労時間では保育短時間認定の対象となりますが、1日の就労時間が8時間以上となるような場合の対応については、国の示す考え方を踏まえ、現在検討中です。	2	④
164	「施策(7)⑥教育・保育に関する情報提供」について 「子どもを預けたい」と保育園や役所を訪れる保護者の方は、さまざまなお子さんの状況や家庭状況、考え方がある。近年、保育園見学に訪れる保護者からは、仕事を重視した長い保育時間の希望や、自分のための時間がほしいといった要望が多く見受けられる。保育サービスコンシェルジュは、さまざまな考えの保護者と、子どもの育ち・親の育ちをともに考えたい保育園との架け橋のような存在だ。保護者の都合に偏らず、子どもの育ち・親の育ちにとって大切なことは何か、という視点を取り入れた窓口となることを期待している。	保育サービスコンシェルジュは、利用者が保育所、幼稚園、認定子ども園、一時預かりなどの中から適切なものを選択できるよう、きめ細やかに相談に応じ、情報提供や助言を行うために配置したものです。その際、子どもも含めた家庭の状況についても、十分にお話を聞くようにしています。	2	①
165	保育園が子どもに対して教育を行っていないという考えは間違っている。日常生活に必要な礼儀作法や他児との関わり方などについて、子どもにその都度教えている。ただ預かっているのではない。もし保育士が教育を行っていないのであれば、月案や個別の記録といった書類を書く必要はないのではないかと。	保育所では保育所保育指針に基づき、保育計画などを立案し実行しています。 保育所保育は養護と教育を合わせ持ったものであり、その中の教育については、保護者や地域に伝え、日々、広めていってほしいと思います。子どもが安心できる環境を整え、最もふさわしい生活の場になるには、計画や記録は必要不可欠なものです。 市としても、新制度開始を契機として、さらに保育所の機能や重要性を周知したいと考えています。	2	④
166	保育所保育指針では、「養護」と「教育」を一体的に行うこととなっている。「学校教育や保育の提供」とすると、保育所は保育だけ、イコール子どもを預かるだけと捉えられるのではないかと。簡略化された「学校教育と保育」をひとくりにまとめた意味がなにかあるのか。	学校教育法に基づく教育とは、学校教育法第25条に規定する「幼稚園教育要領」に基づく教育と認識しております。 保育における教育とは、厚生労働省告示第141号に規定する「児童福祉施設最低基準」第35条に基づき「保育所保育指針」に保育の内容として「養護」とともに定められた「教育」と認識しております。 次期子どもプランでは、「幼児期の学校教育や保育」という用語を使用していますが、この用語については、「幼児期の学校教育」と「保育」の2つの語句に分けて、意味を捉えていただくようお願いいたします。 なお、子ども・子育て支援法に基づく基本方針等においても、「幼児期の学校教育や保育」等の用語が使用されており、次期子どもプランでの使用もこれに準じたものです。	2	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
167	保育士の仕事の内容が解っているか。子どもの発達保障を業とする者は、発達をしっかり捉え、関わり方、主体性を持つ子どもを重視した本人の育つ力を育てて欲しいという願いに向けて子どもを誘い込む計画の策定、日々の保育、子どもの指導と育ちの経過の記録、日々の日誌はもちろん親への連絡帖、例えば午睡中の突然死予防のための5分おきのチェックなど、休憩も満足に取れずに流し込む食事、我慢する排泄など、働く親を支える保育士はこれまでの次世代育成の喜びと誇りを胸に働いてきたが、自分は働く母親になれないと離職する者が、新制度実施を機に増えていきそうな実態をご存知か。	保育所は子ども達だけでなく、保護者支援、地域の子育て支援など、子育てに重要な役割を担っています。子どもの最善の利益を考慮した保育を実施するには、保護者も保育士も、そして何より子どもが心地よく過ごせることが大切です。保育所保育の特性を生かした質の高い保育実践のためには、保育士の仕事はますますきめ細かなものになっています。保育関係者の皆様の協力を得ながら、処遇の改善も含め、今後もより一層努力してまいりたいと思います。	2	①
168	子どもが保育を受ける権利、子どもが過ごし、体も心も安心できるにふさわしい場所がどれほど本気で考えられているのだろうか。	保育所は、児童福祉の理念に基づき、子どもにとって最もふさわしい生活の場でなければならない、とされています。家庭との緊密な連携の下、保育所の環境を通して、養護と教育が一体となった保育を実施しています。これからも変わらず、子どもの最善の利益を求めて努めます。	2	①
施策8 放課後児童クラブ（2件）				
169	放課後児童クラブの運営について、以下の点を改善して欲しい。 ① 終了時間を19時まで延長を希望する ② 質の向上、内容の見直しとして、学習事業（宿題の講師等）を取り入れて欲しい。 ③ 放課後児童クラブの設置場所を通学している小学校とし、帰宅せずにクラブを利用できるようにして欲しい。 今の放課後クラブの終了時間や開設場所では、上の子が就学した際に退職を考える必要がある。文部科学省が発表している、放課後児童クラブの推進事業で「児童育成事業費（特別会計）による補助」を有効に活用して欲しい。	①クラブの終了時間の19時までの延長については、延長勤務の指導員の確保等の準備が整ったクラブから順次取り組んでいきたいと考えています。 ②クラブの役割は、児童に基本的な生活習慣を習得させるための援助・支援を行うことを目的としており、学習に関する取り組みも、宿題をするという習慣を身につけさせるための援助等を行うことと考えています。 ③本市では、クラブを小学校区ごとに設置しており、中には、児童館等の学校敷地外にクラブ施設が立地している場合があります。こうした施設については、老朽化による建替えや利用児童の増加に伴う施設の増設の際に、児童の安全性、利便性等を考慮の上、学校敷地内または近隣への整備を検討することと考えています。 なお、本市では、これまでも放課後児童クラブの運営に際しては、児童育成事業費を活用しており、今後も同事業費を有効に活用して事業の推進に取り組んでいきたいと考えています。	3	①
170	学童保育や費用負担の軽減を望む。	本市の放課後児童クラブ(学童保育)の保護者負担金(費用負担)は、クラブを設置している地域(校区)の実情に応じて、それぞれのクラブが決定しています。そのため、地域間で負担金に格差が生じたことから、平成20年度以降、標準的な月額を7,000円と考え、クラブ間の格差の是正に取り組んでいます。なお、全国的にも6,000～7,000円で設定しているクラブが多いことから、今後も、引き続き、現在の標準月額を基に、格差是正に取り組んでいきたいと考えています。	3	④

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
施策9 青少年の健全育成（2件）				
171	「外遊び(プレイパーク)の検討」について、ゲーム中心の社会で、どのように遊ばせるのか。今ある場所で十分では。	自然の地形や樹木を利用して遊べるプレイパークは、子ども自身が自分で考え行動し、日常生活にないさまざまな体験をすることができ、また、体力づくりや仲間づくりを行うこともできる、子どもにとって新たな発見やさまざまな体験ができる遊び場です。	3	①
172	北九大で乳幼児向けのプレイパークや、地域で学童向けのプレイパークをしており、大人の遊びを見る大切さ、大人自身も自然の中で子どもの姿にふれ、いやされる良さを実感している。プレイパークは、子どもの育ちはもちろん、親の関わりのあるあり方を考えさせられ、若者の地域づくりへの参加、また高齢者を含めた多世代での自然な交流の場になる。	また、親の関わり方を考えさせられる場、若者の地域づくりへの参加の場、高齢者を含めた多世代での交流の場など、さまざまな場づくりにも寄与できます。 一方で、安全面や管理面などの課題が多いのも現状です。 自然とふれあえる外遊びの方法や内容、場所などについて、NPO等と協力しながら検討を進めていきます。	2	①
施策12 ひとり親家庭等への支援（1件）				
173	安心して子育てするには、経済的な事情も大切である。貧富の格差が教育格差を生まないような支援が必要である。	貧困は、子どもたちの生活や成長にさまざまな影響を及ぼすことが指摘されており、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な生育環境の整備に努める必要があるものと考えています。 そこで、次期子どもプランでは、施策(12)「ひとり親家庭等への支援」に、施策の柱②「子どもの貧困対策」を追加し、教育や生活、就労の支援、経済的支援など必要な環境整備を総合的に進めることとしました。 具体的には、義務教育において経済的理由によって就学困難な児童生徒に対して、学用品等を支給する「就学援助」や高校・大学等において経済的理由により就学困難な学生等に対する「奨学貸付金」などに取り組むこととしています。 また、ひとり親家庭に対する生活・自立への支援や、関係部署が集まり全市的な立場から、子どもの貧困の現状や課題を共有し、総合的に対策を進める体制づくりに取り組めます。	2	②
施策13 児童虐待への対応（1件）				
174	児童虐待防止策として、家庭訪問や子育て相談は有効だと思うが、子育て中の母親にとって、自分とかなり年齢が離れた方よりも、同年代の母親同士になら素直になれるという部分もあるのではないかと。相談員を20～30代の方にしたり、同じ立場の母親である人にするという方法もあると思う。	地域における子育て相談の場である、市民センター等での「妊産婦・乳幼児子育て相談」や「親子ふれあいルーム」等では、さまざまな年代の相談員による相談支援体制もあれば、同じ世代の母親同士が交流し、悩みを分かち合える場ともなっています。母親が自分にあった相談場所を見つけることができるよう、情報の周知に努めます。	3	④

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
施策14 障害のある子どもへの支援（11件）				
175	<p>「施策(14)②保育所等での障害のある子どもの受け入れや保育内容の充実と、小学校等入学時の情報伝達の強化」について</p> <p>保・小の連携については、今後さらなる発展を期待したい取り組みのひとつであり、当園でもまだまだ手さぐりの部分も多い。小学校の担当教諭が前向きに取り組んでおり、回を重ねるごとに良いものになっている。</p> <p>教諭等の異動により担当者が変わっても、途切れることなく取り組みを発展させていくことが、大きなカギとなるわけだが、それには具体的な活動内容・時期・場所・回数などを、年間の授業計画に組み込んでもらう必要がある。</p>	<p>子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中、子どもを健やかに育むために保育所(園)、幼稚園、小学校が連携して幼児期の保育環境から児童期への学習環境への円滑な接続のために、連携推進のガイドブック的役割を果たす保幼小連携プログラム「つながる」や「なかよし」を活用する等して、保幼小の連携を推進しています。</p> <p>また校務分掌上に「保幼小連携担当者」を位置付け、連携の窓口として互いの連絡体制を強化しています。今後とも教諭等の異動により取組が途切れることのないように、各学校の教育課程に位置付け、変わらぬ連携体制を継続していきます。特別な支援を必要とする子どもについては個別の教育支援計画を引継ぐ等して、十分な情報引継ぎを行い、校内支援体制の確立を図ってまいります。</p>	3	①
176	<p>「言葉」の発達の気になる子どもが、療育センターや障害児福祉センターなどに通うが、なかなか予約が取れず、通っても改善が見込めない事から、保護者が満足いかず行かなくなることがある。</p>	<p>訓練を行う言語聴覚士等へ、保護者に対して言葉の発達には時間を要すること等の丁寧な説明を行うよう促していきます。なかなか予約が取れず、通うことが出来ない場合でも、総合療育センタースタッフが保育所などを訪問して、子どもの発達を促す「障害児等療育支援事業」やひまわり学園による「保育所等訪問支援」などを行います。</p> <p>また、総合療育センターは、平成30年度に建替えを予定しており、建替え後は医師の確保や専門スタッフの充実につとめ、予約の待機についても解消をめざしているところです。</p>	2	①
177	<p>障害者施設の推進について、特に保育所や幼稚園において、障害のある子どもの受け入れは少しずつ増えてきているが、更なる対応をお願いしたい。</p>	<p>本市では、障害のある子どもの成長を支え、また保護者の子育てを支援するため、幼稚園、保育所等における障害児保育の充実に取り組んでおります。今後とも、子どもの発達に応じた適切な支援を行えるよう専門機関との連携の強化に努めてまいります。また、障害のある子どもの対応について、引き続き専門研修等も行っています。</p>	3	①
178	<p>「総合療育センター」での発達障害に係る新患者数は増加傾向が続いているようで、重度の障害のある子どもが減っていない状況で、「総合療育センター」での予約から受診までの待機時間が長い。西部地区に1施設(例えばコミュニティ内)増加してもらい、更なる機能強化をお願いしたい。</p>	<p>西部地区については、総合療育センター西部分所を平成28年度に設置する予定です。場所は旧西部障害者福祉会館(八幡西区若葉)を予定しています。</p>	3	①
179	<p>気になる子どもが増加している中、保護者に現状を細やかに時間をかけて話をしながら、専門機関を薦めているが、いざ療育センターへ問い合わせると予約がいっぱいで、すぐ受診できないのが現状である。施設・人材を強化し、すぐ対応していただけるようお願いしたい。</p>	<p>総合療育センターは、平成30年に再整備、開設を予定しています。再整備に伴い、医師の確保及び専門スタッフの充実に努めているところであり、予約の待機についても解消を目指しているところです。</p>	3	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
180	お母さんで、子どもが発達障害の疑いがあると言われ、ショックを受け、うつ状態になる人にたくさん出会う。そういう人のフォローをする子育て支援の中心基地を早急につくることを提案する。障害児を抱えて子育てを経験したお母さん方、今、子育て中のお母さん方が交流できる場所をぜひつくって欲しい。	現在、発達障害者支援センター「つばさ」では、発達障害と診断されて間もない方の保護者を対象とした「フレッシュコース」で学習会や座談会を行っています。また、発達障害のある子どもを育ててきた同じ立場の親が、発達障害のある子どもの子育てに悩む親に対して、子育て体験談を話したり、話を聞いたりして、親たちの精神的な支えとなることを目的とした「ペアレントメンター」を平成24年度から養成しており、今後、活動実施を予定しています。本市としては、発達障害のある子どもをもつ保護者の方への支援の拡大が必要だと考えており、ペアレントメンターを活用した支援の在り方や、保護者の方のレスパイト(一時的な休息や息抜き等)となる取り組み等、今後検討していきます。	2	④
181	障害児通園施設は在園時間が短く、保護者が長時間就労をしている場合は利用が難しくなっている。また、障害児を受入れた後のサポートをどのように考えているのか。具体的に知りたい。今まで、保育園に任せきりで、他機関との連携なども、保育園がやらなければ、それで何も進まないというのが現状である。	通園終了後に、その他サービス(居宅介護・日帰りショート事業など)を利用することで、就労する保護者も障害児通園施設を利用しやすくなります。通園施設職員が保育所・幼稚園などの職員を対象とした勉強会を行ったり、特別支援学校への進学がスムーズに行えるよう連携を図ったりすることによりサポートを行っています。	2	①
182	障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくりを推進するとあるが、保護者への支援はどのようにする予定なのか。現在、障害のある子どもを担任しているが、保護者への支援がとても難しい。また、支援について上手くなされていないように思う。充実を図るとあるが、それが可能だろうか。	保護者や保育所に対する支援として総合療育センタースタッフが訪問して障害のある子どもだけでなく、その保護者への相談支援を行う事業として「障害児等療育支援」やひまわり学園スタッフによる「保育所等訪問支援」などを行っています。今後はこれらの支援の充実を図ります。	2	①
183	特別な支援を要する子どもについて、明らかに要支援と判定されるであろう子どもに加え、グレーゾーンの子どもも少なくない。早期に関連施設へと思うが、予約日までには月日がかかってしまう。加配職員の有無で、クラス担任の負担も全く違うので、加配を増やす必要がある。	総合療育センターは、平成30年に再整備、開設を予定しています。再整備に伴い、医師の確保及び専門スタッフの充実に努めているところであり、予約の待機についても解消を目指しているところです。	3	①
184	障害のある子どもの早期発見について、療育センターのような施設を増やしていただきたい。	総合療育センターは、平成30年度に建替えを予定しています。 また、市民の利便性をはかるため、西部地区に(仮称)総合療育センター西部部分所を平成28年度に設置する予定です。	3	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
第5章 子ども・子育て支援事業計画（206件）				
185	<p>施策7「幼児期の学校教育や保育の提供」について</p> <p>幼児期とあるが、子どもの原点、出発は0才からであり、0才からの大切な保育を示す「乳幼児期」とすべきではないか。保育から学校教育へつながっていくことを考えると、表記についても「乳幼児期の保育の提供や学校教育」とすべきではないか。</p>	<p>「幼児期の学校教育や保育」という用語については、「幼児期の学校教育」と「保育」の2つの語句に分けて、意味を捉えていただくようお願いします。</p> <p>学校とは、学校教育法では幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学などを示しており、本計画の中では「幼児期」に限定する必要があります。また、保育とは、児童福祉法では乳児、幼児を対象としています。つまり、保育は特別な限定をしなくても、ご意見の趣旨は含まれていると理解しています。</p> <p>なお、子ども・子育て支援法に基づく基本指針等においても、「幼児期の学校教育や保育」等の用語が使用されており、次期子どもプランでの使用もこれに準じたものです。よって、ご意見を本計画に反映することはできかねます。</p>	3	③
186	<p>「概要版P18 認定こども園の普及」について</p> <p>目標設置数は27施設となっているが、今後、施設運営において、保育所が移行を希望した場合は目標数を超えるが移行は可能と考えてよいか。</p>	<p>幼稚園・保育所からの認定こども園への移行希望に基づく認可・認定については、子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針などに基づき、認可・認定基準を満たす限り、目標数に関わらず原則として認可・認定を行う予定としています。</p> <p>今後とも、各年度の児童等の状況や幼稚園・保育所の事業者の意向を踏まえ、適切に対応してまいります。</p>	2	①
187	<p>「概要版 別表(4つの政策分野、子ども・子育て支援事業計画)」について</p> <p>別表に掲載されている「幼児期」は、学校教育(1号、2号)を想定しているのか。保育は0歳児(3号)からの乳幼児期を対象として行っている。</p> <p>「教育・保育」の用語の説明はP-15に注釈で(認定こども園、幼稚園・保育所)と示されているが、その他の「学校教育・保育」「教育・保育施設」「幼稚園、保育所等」「教育・保育の質」などの用語の定義が不明瞭であり、説明が必要と思われる。保育は「養護と教育」が包含されたものである。</p>	<p>「学校教育・保育」「教育・保育施設」「幼稚園・保育所等」「教育・保育の質」という用語は、広い意味で、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育など)などの施設や事業を示しています。計画の文章では、施設や事業の総称、支援内容を表す言葉として、文脈の流れの中で全部記載や一部省略するなど適宜使用しています。なお、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の中でも、同じような使用の仕方をしています。</p> <p>しかしながら、不明瞭とのご意見を踏まえ、今後、用語解説の添付を検討します。</p>	3	②

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
188	<p>「概要版 P15、教育・保育の量の見込みと確保の方策」について</p> <p>8月23日のタウンミーティングにおいて、市長がH29年度には、2,300人の供給過剰となり、待機児童の心配はなくなると説明された。市全域の表においても、H29年度の単純計算では約2,300人の供給過剰となっている。このような状態の中で、H31年度(約3,200人の供給過剰)までの施設整備計画が必要なのか疑問である。</p> <p>今後計画に基づき施設整備を行い供給過剰となった後、保育士・保育教諭の安定的雇用や施設運営に支障が生じることとなるが対応策は検討されているのか。</p>	<p>子ども・子育て支援事業計画は、平成27年度から31年度までの計画期間5年間の計画として策定しています。また、平成29年度末までの潜在的なニーズも含めた待機児童の解消に向けて、施設や事業の整備について定めています。</p> <p>この計画では、平成30年度以降は、新たな保育所等の整備は予定していませんので、1号認定から3号認定までを合わせた教育・保育の供給の総量は平成29年度と変わりません。しかし、新制度では既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行は、認可・認定基準を満たす限り原則として認められることから、これを見込んだ計画としています。</p> <p>なお、計画に基づく事業の実施状況等については、毎年度、点検・評価を行うとともに、支給認定などの実態を踏まえ、中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行うこととしています。</p>	2	④
189	<p>「概要版 P15、教育・保育の量の見込みと確保の方策」について</p> <p>文中「量の見込みが確保の方策を上回る状況となっているが、幼稚園の預かり保育の利用などにより保育を提供します。」とあるが、2号の児童は保育所の保育でなくても幼稚園の預かり保育で十分対応できるとの考えなのか。</p>	<p>次期子どもプランの第5章1「(2)教育・保育の量の見込みと確保の方策」記載のとおり、2号認定子どもの量の見込みの中には、「幼児期の学校教育の利用希望が強い」児童数が含まれています。その児童は幼稚園に通うことが見込まれ、幼稚園での教育標準時間以外は、その預かり保育等を利用することを想定したものです。</p>	3	④
190	<p>「概要版 P15、教育・保育の量の見込みと確保の方策」について</p> <p>保育士の確保が確実にできれば、現状の保育所のキャパシティで待機児童の解消は可能と考えている。</p>	<p>子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育の量の見込みに対し、各教育・保育提供区域(本市では行政区)において、認定区分(1～3号)ごとの提供体制の確保を図る必要があります。</p> <p>このため、既存保育所の定員増だけでは、提供体制の確保が図れない区域があります。</p>	3	③
191	<p>「概要版P18 認定こども園の普及」について</p> <p>子ども・子育て支援事業計画に示された数値目標が独り歩きしない様に、各年度の児童数等の動向に応じて柔軟に対応するよう望みたい。</p>	<p>教育・保育を提供する体制の確保については、国の基本指針に基づき、市町村で計画を定めることとされています。</p> <p>この中で認定こども園については、幼稚園・保育所からの移行希望に基づく認可・認定については、国の基本指針などに基づき、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定を行う予定としており、意向調査結果を踏まえ、計画を作成することとしています。</p> <p>なお、市が定める計画については、各年度の状況を踏まえ、5年間の計画期間の間において中間的な見直しを行う予定としています。</p>	2	①
192	<p>H29年2,300人の供給過剰について、余った保育園、保育士の行き先は。</p>	<p>子ども・子育て支援事業計画では、平成29年度末までの潜在的なニーズも含めた待機児童の解消に向けて、施設や事業の整備について定めています。</p> <p>なお、計画に基づく事業の実施状況等については、毎年度、点検・評価を行うとともに、支給認定の実態を踏まえ、中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行うこととしています。</p>	3	④

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
193	「元気発進！子どもプランの次期計画(素案)の概要」15ページ 幼稚園の預かり保育と保育所の保育が同等に扱われているのは、納得がいかない。市は保育の内容を把握しているのか疑問に思う。	私立幼稚園における預かり保育は、幼稚園教育要領に基づき実施しており、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望者を対象に行う教育活動として行っているものです。	3	④
194	現在待機児童問題を抱えている本市であると思うが、少子高齢化が進んでいることも事実である。子どもの数が減少しているのに、小規模保育や新たに保育所を増設する必要はあるのか。	本市においては子どもの数は減少傾向にありますが、共働き世帯の増加等により、待機児童の数は増加しています。 子ども・子育て支援事業計画では、平成29年度末までの潜在的なニーズも含めた待機児童の解消に向けて、施設や事業の整備について定めています。	2	③
195	少子化で子どもが減っていくという見込みなのに新しい施設を作るといっても、現在の待機児童を解消できたとしても、その後各園で子どもが減っていったら運営できなくなると思う。		2	③
196	園を増設したり、保育士の数を増やしたりする方向で現在進んでいるが、子どもの数が減っていく傾向にある中でその後の対策は考えられているのか。この制度が子どもにとっていいプランのように思えない。		2	③
197	「元気発進！子どもプラン」の次期計画では、小規模保育の新設を計画しており、それは全て乳児保育所である。しかも、それらの設置基準は、既存の乳児保育所に比べ保育の質が落ちているように思える。今後、認定こども園との関係もあり、これまでの乳児保育所を強化(定員増又は廃園の復活、新設)して、認定こども園に移行しない、純保育所づくりを目指し、北九州の素晴らしい質の良い保育を確保すべきではないか。	小規模保育は、新制度で新たに創設される地域型保育事業で、地域の状況に合わせて、保育所よりも少人数の単位で、待機児童の多い0～2歳児を保育する事業です。 事業の認可基準については、保育所の基準を上回る配置基準が国から示されていますが、本市では、保育の質の向上を図るため、保育士の配置や連携施設について、国を上回る基準定めています。	3	③
198	「3 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供および推進体制の確保」とあるが、乳幼児期の保育こそが人間形成の大事なポイントと考えられる。ゆえに、乳幼児期をもっと見直してほしいと切に願う。	乳幼児期は、心情や意欲、基本的な生活習慣など生涯にわたる人格形成の基礎が培われる大切な時期であり、認定こども園や幼稚園、保育所等では、保育者が一人一人の子どもの違いに留意し、それぞれの役割に応じた支援に取り組む必要があると考えています。そのため、「政策分野2 子どもの育ちを支える幼児期の学校教育・保育の提供」では、保育の量的拡大や多様な保育サービスの充実に取り組むだけでなく、職員研修等を通じて、教育・保育の質の向上を図るほか、教育・保育施設が地域における子育て支援拠点としての機能強化を図るための支援を行うこととしています。 加えて、子どもが健やかに成長し、自立するためには、青少年の健全育成や若者の自立支援のための取り組み、ひとり親家庭や障害のある子どもなど特別な支援を要する子どもや家庭への支援も必要であり、本市としては総合的に子どもの育ちや子育て家庭への支援に取り組んでいきたいと考えています。	2	①

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
199	表が見にくい。例えば、「生後4か月までの乳児家庭訪問事業」で、誰が行くのか。人材の確保は。	子ども・子育て支援事業計画における「教育・保育の量の見込みと確保の方策」、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策」で記載している表は、それぞれの事業等について、市民ニーズ調査等により算定した「量の見込み」及び「量の見込みに対応する提供体制の確保の方策」を、国のガイドラインに定められた様式に基づき記載したものです。 例として挙げられている「生後4か月までの乳児家庭訪問事業」では、支援が必要な産婦等に対しては、助産師や保健師等の専門職が、専門職による訪問の必要性がない経産婦等に対しては、地域支援者(主任児童委員)が訪問しています。今後も地域支援者のご協力のもと、全戸訪問できるよう人材の確保等に努めます。	3	③
《その他》 (4件)				
200	家庭生活の主な課題の一つである「家庭学習問題」について、家庭学習の習慣化と学習効果を目指すため、3枚プリント学習法など家庭学習方法の例を提示するなど、家庭における学習の具体的な方法として活用してもらいたい。	平成26年4月に、本市立小・中学校の全児童生徒を対象に「家庭学習チャレンジハンドブック」を配布し、活用しています。この冊子は、家庭での学習習慣の定着を目的としており、家庭学習の進め方をわかりやすく解説しています。 また、平成25年度より、「北九州市家庭学習マイスター」を募集し、家庭学習の優れた取組を行っている児童生徒を表彰しています。	2	①
201	子育てに関する講演会に参加しているが、北九州市はなぜ、いつも保育所や幼稚園、役所の方が講演するのか。東京では、子育てに携わっている団体やNPOの方の講演が素晴らしくなった。本当に、北九州市は子育てに対して真剣に取り組んでいるのか。もう少し、いろんな意見を吸い上げるべきである。	子育てに関する講演会等については、それぞれの事業の趣旨や目的に応じて、その講演内容等を選定しています。 次期子どもプランを策定するに当たっては、北九州市子ども・子育て会議において、有識者(学識経験者、医師、弁護士)、事業主の代表、労働者の代表、子育て当事者(PTA、公募の市民)に加え、子育て支援当事者として、幼稚園、保育所、児童養護施設、放課後児童クラブ、ひとり親支援、子育て支援NPO、青少年健全育成、障害者支援、民生委員・児童委員、地域子育て支援など、さまざまな現場で活躍してられる委員の意見をいただいております。 また、市民アンケートやパブリックコメントを通じて、広く市民の皆様のご意見を伺いながら、計画の策定を進めています。 そのほか、次期子どもプラン等計画の策定時に限らず、本市ホームページ、市役所公聴課や区役所窓口で市民の皆様からのご意見を承り、そのご意見を踏まえながら、さまざまな施策を実施しておりますので、今後もお気づきの点などあれば、ご意見をお寄せいただきたいと存じます。	4	④

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
202	<p>今年、学校の教室に扇風機を4台取り付け、来年にまた各クラスに、今度はクーラーを取り付けると聞き、北九州はそんな予算があるのか。そんな無駄なお金は、子育て支援に使うべきである。</p>	<p>近年の猛暑により、学校、保護者、議会等の強い要望を受けて、エアコン設置について慎重に検討した結果、児童・生徒への教育環境改善や健康保持の観点から、総合的に判断し、設置を決定しました。予算については、国の補助金を活用するなど財源の確保に努めていきます。</p>	2	④
203	<p>子どもたちが自分の脳でしっかり考え行動できるような、そして若い親も社会のことを考え行動できるように「脳教育」を取り入れていただけたらと思う。 (脳教育の効果) ・コミュニケーション能力がアップする。呼吸が深くなる。ストレス軽減。免疫力向上。カラダとココロが健康になる。自分自身の価値を感じる。人格形成を促す。 自分の脳について正しい知識を持って、自分自身のカラダとココロを管理していくことが必要な時代である。 ・子どもたち：学習意欲の向上、集中力の向上。自分で考え、行動できる。小児の生活習慣予防。 ・働く世代：ストレス対策。うつ病予防。生活習慣病の予防。 ・シニア世代：自分のカラダとココロを管理。地域おける見守りの役割。 ・社会保障費の削減：自然治癒力による健康保険費の減少。精神性疾患、生活習慣病の予防。</p> <p>子どもたちは自分で考え、行動できる力のある子どもたちに育てる。現役の親世代にはストレス時代に対応できる身体と心を育て、社会で活躍しながら親教育的なコミュニケーション能力を育てる。現役を引退された元気な前期高齢者は自身の健康管理とともに、地域社会に貢献できるような社会システム、例えば地域の子育てを見守り、世話をしながら、後期高齢者の健康長寿の手助けをしていくようなサイクルを「脳教育」を通じて提案できればと思う。 アメリカではニューヨークなど世界21都市が「脳教育の日」を制定している。日本では北九州市が一番に「脳教育都市」として宣言できればと考えている。</p>	<p>ご意見として承ります。 なお、本市では、「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」において本市の教育が目指す子ども像として、「自分の可能性を信じ、夢や希望をもつ子ども」「自分でやり遂げ、自立する子ども」「思いやりの心をもち、行動できる子ども」と定め、このプランに基づいた様々な施策を推進しているところです。</p>	4	④